

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)対象講座 【変更申請中】

通 信 課 程

社会福祉士養成所

入学案内

37期生

I	はじめに	2
	1. 日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所について	
	2. 社会福祉士とは	
	3. 社会福祉士の資格要件	
II	社会福祉士養成所（通信課程）の概要	4
	1. 目的	
	2. 根拠法令	
	3. 入学資格	
	4. 定員	
	5. 修業年限	
	6. 授業料等	
	7. 授業の内容等	
	8. 修業の認定	
	9. 休・復学	
	10. 履修科目の免除及び転入学	
	11. 個人情報保護に関する基本方針等	
	12. インターネット環境の整備について	
	13. 授業計画	
	14. ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導について（該当者のみ）	
	●実習施設一覧（予定）	
	15. 教員一覧	
III	出願手続きについて	15
	1. 募集期間	
	2. 提出書類	
	3. 入学選考科	
	4. 提出方法	
	5. 入学者の選考及び通知	
	6. 入学手続き	
IV	推薦入学制度について	18
V	提出書類の作成	19
	1. すべての方が提出するもの	
	2. 入学資格に応じて提出するもの	
	●「大学等」の範囲	
	●実務経験区分の概略	
	●都道府県・勤務先種類コード	
	●入学願書兼学籍登録原票記入例	
	●実務経験申告書記入例	
	●実務経験（見込）証明書記入例	
VI	修学資金等について	36
VII	社会福祉士国家試験について	38
VIII	入学選考料の返金について	40
IX	よくあるご質問（Q&A）	41
X	参考資料	47
	1. 社会福祉士及び介護福祉士法（抜粋）	
	2. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（抜粋）	
	3. 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（抜粋）	
	小論文課題	58
	入学申込書類等	
	●入学願書兼学籍登録原票	
	●実務経験申告書	
	●実務経験（見込）証明書（施設・事業所・機関職員用、病院・診療所職員用、市（区）町村社会福祉協議会職員用）	
	●社会経験申告書（実習必要者用）	
	●推薦書	
	●小論文用紙	
	●払込取扱票	

社会福祉士養成所（通信課程）の受講の検討に際し、 ガイダンス動画「社会福祉士養成所（通信課程）の概要」を ご確認ください

「社会福祉士養成所（通信課程）の概要」（ガイダンス動画）は、当養成所の学習スケジュールや、レポート学習の内容、スクーリングや実習（必要者のみ）の概要などを15分程度で説明したガイダンス動画です。

社会福祉士養成通信教育は、国家資格の取得を目指す講座であるため、いわゆる趣味等の実用講座とは異なる内容になっています。課題の難易度も高い必修レポートは、1か月で平均2本（全29本）を作成していくことになります。合計6日間のスクーリング出席は必修です。加えて、実習必要者は30日間の現場実習があります。非常にボリュームがあるものの充実したカリキュラムになっています。

なお、国家試験に合格するためには、これらのカリキュラムを確実にこなしながら、受験勉強もしなければなりません。（当養成所では任意の「受験対策講座」も用意しています）

通信講座ですので、ご自身で計画的に学習を進める必要があります。しかし、育児や介護、お仕事の都合あるいは転職等で学習環境が整わなくなったり、予想以上の負担感で、残念ながらあきらめてしまう方もいます。

このガイダンス動画をご確認いただき、ご自身のライフステージの中で、より良いタイミングを捉えて受講を開始されることをお勧めします。

「社会福祉士養成所（通信課程）の概要」（ガイダンス動画）

【動画URL】 http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5586

【パスワード】 gaiy^{ou}37ck

こちらからもアクセスできます ▶



※ガイダンス動画の公開は、2024（令和6）年11月中旬頃を予定しております。

※必ずご視聴ください。視聴後に、提出書類（入学願書兼学籍登録原票）の該当欄にチェックを入れてください。

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
2025年度社会福祉士養成所 募集要項 (概要版)

		概 要		備 考
入学資格		(1)大学等を卒業した方 (2)短期大学・専門学校（3年制）を卒業し、1年以上の実務経験のある方 (3)短期大学・専門学校（2年制）を卒業し、2年以上の実務経験のある方 (4)4年以上の実務経験のある方		※社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第4条第一号イのいずれかに該当することが必要。詳細は別途参照のこと
修業年限		1年6か月		※2025年5月1日～2026年10月31日まで
募集定員		300名		※推薦枠30名を含む
学 費	入学選考料	5,500円（税込）（1期・2期出願者は早期割引制度対象で2,200円引きとなります）		※推薦入学者及び指定資格取得者は免除
	入 学 金	33,000円（税込）		※入学手続き時に支払い
	授 業 料	253,000円（税込）		※分割納入可（2回）
	実 習 費	240時間：198,000円（税込） 180時間：143,000円（税込）		※ソーシャルワーク実習必要者のみ ※180時間は一部免除者
テキスト代		実費		※中央法規出版(株)テキストを使用予定（55,000円程度）
願書受付期間	推薦募集	2024年11月1日～2025年4月4日		※全期間とも必着 ※★は早期出願割引対象（入学選考料2,200円引き） ※定員になり次第終了
	1期募集★	2024年11月1日～2024年12月2日		
	2期募集★	2024年12月3日～2025年1月15日		
	3期募集	2025年1月16日～2025年3月3日		
	4期募集	2025年3月4日～2025年4月4日		
入学選考		書類及び小論文等による選考		※選考結果は全員に通知
選考結果通知	推薦募集	各募集期間の選考結果通知と同日		※選考に関するお問い合わせには一切応じません
	1期募集	2024年12月下旬		
	2期募集	2025年2月上旬		
	3期募集	2025年3月中旬		
	4期募集	2025年4月中旬		
入学手続締切	推薦募集	各募集期間の締切り日と同日		※入学に関する書類と授業料の納付期限 ※手続き後はいかなる理由があろうと返金しません
	1期募集	2025年1月17日		
	2期募集	2025年3月12日		
	3期募集	2025年3月26日		
	4期募集	2025年4月18日 ※入学手続き後の教材発送のため、発送が5月になることがあります。		
スクーリング	会 場	1 年次	2 年次	※いずれも土日を含む3日間 ※1年次、2年次とも3日間（合計2回、全6日間）の出席が全員必須です
	東 京	A 日程：2025年7月25・26・27日 B 日程：2025年8月22・23・24日	2026年7月・8月	
	大 阪	2025年8月15・16・17日	2026年7月・8月	
実習	ソーシャルワーク実習	240時間（実日数換算で30日程度）		※実習必要者のみ
	ソーシャルワーク実習指導	計3日間		
他	教育訓練給付	教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）対象講座		※変更申請中

I はじめに

1 日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所について

「日本知的障害者福祉協会」の前身は、昭和9年に全国の先駆的施設が集い結成された「日本精神薄弱児愛護協会」です。平成12年には「日本知的障害者福祉協会」に改称、平成25年には公益財団法人として認可され、80年超の長きにわたり、知的障害福祉の増進に向けた活動を続けています。

当協会の主な活動は、知的障害福祉に関する国への政策提言やその根拠となる調査・研究、社会に対する啓発普及活動、全国の関係施設・事業所を主な対象とする研修会の開催などです。現在、6,500を超える障害福祉サービスを行う施設及び事業所を会員として、施設・事業所における支援や運営の充実に関する指導、職員の資質向上のための研修、書籍の発行、功労者の表彰等の事業等をおこなっています。

定期的に発行している様々な調査報告書や実践報告集の他、昭和11年に創刊された研究誌『愛護』も月刊誌『さぽーと』と名を変えて、現在も引き継がれています。

社会福祉士養成所は、平成元年に開設されました。社会福祉士の創成期から、日本知的障害者福祉協会の人材育成・研修部門の活動のひとつとして、社会人として働きながら学習し、資格取得をめざすための通信課程として多くの方が学んできました。福祉現場で働く方々の学びへの意欲を支え、キャリアアップに貢献してきた歴史と伝統があります。

公益事業として、協会の内外から広く受講者を募り、現在までに9,000名余りの修了者を輩出し、修了者の国家試験合格率は通算で約65%となっています。多くの先輩たちが社会福祉施設や事業所等で、社会福祉士として活躍しています。

2 社会福祉士とは

「社会福祉士」は、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」（社会福祉士及び介護福祉士法 昭和62年交付 令和元年改正）と定義されています。

人口の高齢化が急速に進み社会が複雑化していく時代に、誰もが安心して福祉に関する相談や必要な援助を受けられる社会を実現していくことは、すべての国民にとっての切実な要請です。国家資格である社会福祉士には、誠実さをもって個人の尊厳を保持し、関係者との連携を保ちながら、地域に即した創意と工夫を行い、質の高い福祉サービス提供の中心的役割を果たすことが求められています。

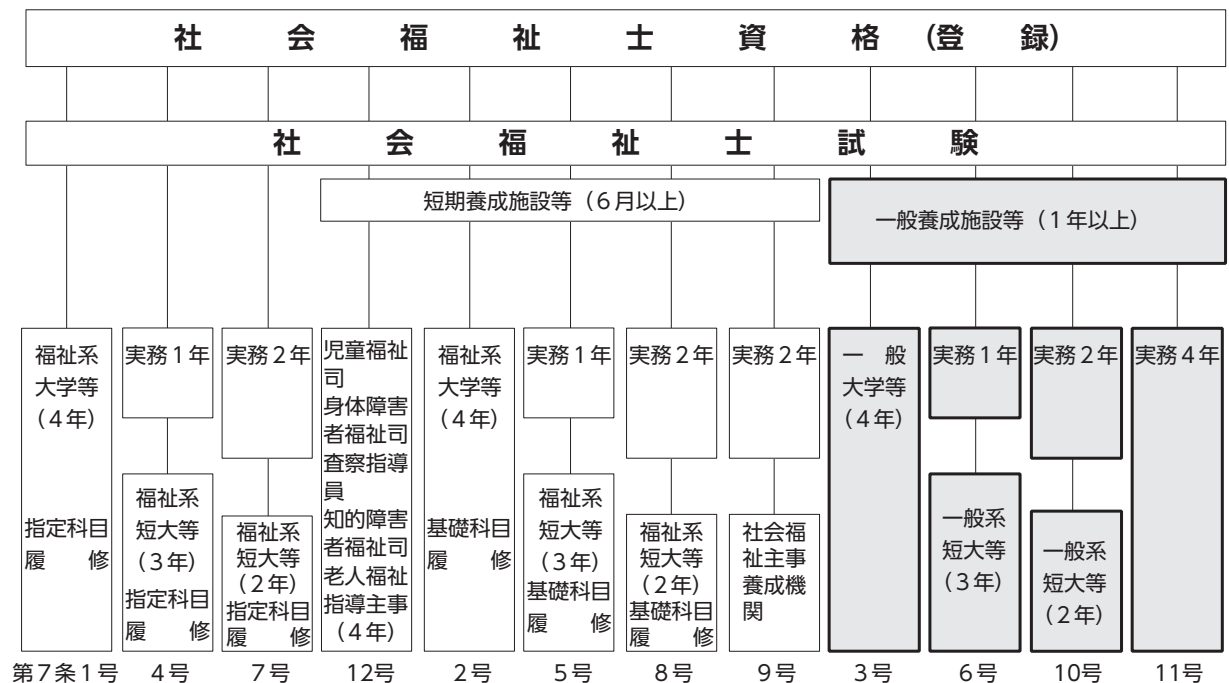
令和2年度にカリキュラムの変更に関する法改正が行われました。改正のポイントは、複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機

能を発揮できる社会福祉士を養成することにあります。これからの社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発、地域住民の活動支援、関係者との連絡調整といった役割が期待されています。

3 社会福祉士の資格要件

社会福祉士の資格を得るためには、社会福祉士国家試験に合格し、登録する必要があります。その国家試験の受験資格は法令に基づき、次の通り全部で12通りあります。

本養成所は、下図の「一般養成施設等（1年以上）」に属します。



Ⅱ

社会福祉士養成所(通信課程)の概要

1 目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士を養成し、社会福祉の向上に寄与することを目的とし、主として通信の方法で社会福祉士国家試験受験資格を取得できるよう、公益財団法人日本知的障害者福祉協会が設置するものです。

2 根拠法令

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第3・6・10・11号に規定する社会福祉士を養成する施設として、厚生労働大臣の指定を受けたものです。3ページの「一般養成施設等」に該当します。

3 入学資格

(具体的要件)

- (1) 大学等を卒業した方
- (2) 短期大学・専門学校等（3年制）を卒業し、1年以上の実務経験のある方
- (3) 短期大学・専門学校等（2年制）を卒業し、2年以上の実務経験のある方
- (4) 4年以上の実務経験のある方

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第4条第1号イのいずれか（下記の(1)～(4)）に該当することが必要です。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の3第3項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の3第6項各号に掲げる者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の3第9項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

4 定員

300名

5 修業年限

2025（令和7）年5月1日から2026（令和8）年10月31日までの1年6か月

6 授業料等

入学選考料	5,500円（税込）：早期出願割引制度あり
入学金	33,000円（税込）
授業料（1年6か月分）	253,000円（税込）：一括または分割納入、テキスト代含まず
実習費	198,000円（税込）：ソーシャルワーク実習必要者（240時間）のみ 143,000円（税込）：ソーシャルワーク実習必要者（180時間）のみ

※スクーリングや実習等に要する交通費・宿泊費等の諸経費は、本人の負担となります。

※授業料は分割納入が可能です。分割納入の場合、入学前に150,000円（税込）、同年9月に103,000円（税込）を納入していただきます。なお、一度納入された授業料は、返金できません。

※上記以外にテキスト（中央法規出版㈱約55,000円）をご用意いただきます。

7 授業の内容等

7頁の授業計画に従い、①自宅学習、②スクーリング、③ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導を行います。

①印刷教材による授業（自宅学習）

テキスト及び受講の手引等により自宅学習し、各科目ごとに出题される課題に対してのレポート提出（合計29本）や質問票による質疑応答を行います。

②面接による授業（スクーリング）

「ソーシャルワーク演習」の面接授業（スクーリング）を下記の日程（1年次3日間、2年次3日間、合計6日間）及び会場にて行います。

会場（予定）	スクーリング（1年次）（予定）	スクーリング（2年次）
東京（ビジョンセンター浜松町）	A日程：2025年7月25日（金）・26日（土）・27日（日） B日程：2025年8月22日（金）・23日（土）・24日（日）	2026年7月・8月（予定）
大阪（梅田スカイビル）	2025年8月15日（金）・16日（土）・17日（日）	2026年7月・8月（予定）

修了には全日程（6日間）の出席が必要です。欠席した場合には履修認定することができませんので、勤務の事情等十分に注意してください。各会場の1クラスの定員は20名としています。定員を超えた場合には他会場・他日程をご案内します。希望の会場・日程で確実に受講したい方は早期（1期・2期）の出願をお勧めいたします。

※対面で行うことが定められていますが、感染症や天災等の理由により、日程や会場の変更もしくは、国からの通知等によりインターネットを使用した授業に代替する場合があります。

③ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導…該当者のみ

入学資格が(1)の大学等を卒業した方で、入学前(入学年4月30日)までに1年以上の実務経験のない方は、「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の履修が必要です。

〔ソーシャルワーク実習〕

社会福祉施設等において、240時間（一部免除者は180時間）の「ソーシャルワーク実習」を行います。

〔ソーシャルワーク実習指導〕

ソーシャルワーク実習前に「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」と「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」、「事前打ち合わせ」、ソーシャルワーク実習後に「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」等、計27時間行います。

※詳細については、8～11頁を参照してください。

■ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の免除について■

入学前（入学年4月30日）までに指定施設において学歴に応じた必要年数以上の実務経験（24頁～30頁の表及び参考資料の47頁～57頁参照）がある方は「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」の提出により実習が免除になります。また、実習が必要な方でも、実習の一部が免除できる場合があります。詳しくは、よくあるご質問（Q&A）を確認してください。

④使用テキスト

テキストは『最新・社会福祉士養成講座』、『ソーシャルワーク演習（共通科目／社会専門）』、『ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習（社会専門）』（中央法規出版(株)発行）の最新版を使用する予定です。

テキストの購入方法等は入学手続き時にお知らせします。テキスト代は約55,000円です。（当養成所を通じての購入は任意ですが、必ずご用意いただく必要があります）

⑤教材

受講の手引（レポート課題）、レポート用紙、レポート提出用封筒等の教材は、入学後に本養成所より配布します。

8 修業の認定

各科目のレポートの評価、面接授業（実習必要者は実習を含む）の出席及び成績等を総合して判定します。

全科目合格者には、修業を認定し、修了証書及び修了証明書を授与します。

9 休・復学

病気等の理由により、休学の許可を受けた方は、学則に則り未履修の科目を履修することができます。ただし、復学時に継続授業料が必要になります。

10 履修科目の免除及び転入学

他の社会福祉士養成施設等において履修が認められた科目や精神保健福祉士取得者等について

は、社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針に基づき、本養成所における当該科目として認められた場合、履修の免除を受けることができます。

ただし、他の社会福祉士養成施設等からの転入学は認めていません。

なお、科目免除での授業料減免はありません。

11 個人情報保護に関する基本方針等

個人情報に関して、本協会は「個人情報保護に関する基本方針等について」(<http://www.aigo.or.jp/privacy.html>)に基づき、適切に利用します。

12 インターネット環境の整備について

通信課程であり、全都道府県から受講生を募っている特性上、学習や実習に関する面談等を急遽オンラインで行う場合があります。通信量が多くなることが想定されるため、パソコン、タブレットやスマートフォンといったインターネット機器並びに、通信量無制限のプランにする等、インターネット環境を整備されることを強くお勧めします。

※インターネット機器につきましては、パソコンを推奨します。

13 授業計画

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
		1 学期			2 学期			3 学期			4 学期			5 学期			修了認定調整期間					
印刷教材による授業	医学概論			社会福祉の原理と政策①			社会福祉の原理と政策②			社会保障②			福祉サービスの組織と経営			修了認定						
	心理学と心理的支援			社会福祉調査の基礎			社会保障①			地域福祉と包括的支援体制②			保健医療と福祉									
	社会学と社会システム			貧困に関する支援			障害者福祉			児童・家庭福祉			権利擁護を支える法制度									
	ソーシャルワークの基盤と専門職			ソーシャルワークの基盤と専門職【専門】			地域福祉と包括的支援体制①			高齢者福祉			刑事司法と福祉									
	ソーシャルワークの理論と方法①			ソーシャルワークの理論と方法②			ソーシャルワークの理論と方法【専門】①			ソーシャルワークの理論と方法【専門】②			ソーシャルワーク演習【専門】④									
	ソーシャルワーク演習			ソーシャルワーク演習【専門】①			ソーシャルワーク演習【専門】②			ソーシャルワーク演習【専門】③												
面接による授業 スクーリング				スクーリングⅠ (3日間)															スクーリングⅡ (3日間)			
ソーシャルワーク実習 及び実習指導（要実習者）	実習指導Ⅰ	実習指導Ⅱ				事前オリエンテーション及びソーシャルワーク実習巡回指導 実習先・関連施設の見学実習															実習指導Ⅲ	
						ソーシャルワーク実習（この期間に240時間） 実習レポート②																
						実習レポート①													実習レポート③			

14 ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導について(該当者のみ)

ソーシャルワーク実習について

- 「印刷教材（テキスト）による学習」での知識を「スクーリング」の演習で技術に換え、この「ソーシャルワーク実習」では、蓄積した知識や技術を実際に実習場面で応用し、社会福祉士としての価値や倫理に基づく支援について深い理解へとつなげていきます。
- 実習は、決められた時間を実習施設で過ごすという受け身の学びではありません。定められている243時間分をテキストで学習したうえで、実習前と実習後のレポート、「実習地域アセスメントシート」、「実習施設基礎知識シート」の作成、自身の実習計画書の作成等を行い、実習中も毎日記録を作成し、主体的に学びます。

⚠ 出願の前に、必ず、次からの事項を確認してください！

(1)履修が必要な方

4年制大学等を卒業し、入学前（入学年4月30日）までに社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉施設及び職種において、1年以上の実務経験（相談援助業務）がない方は履修が必要です。

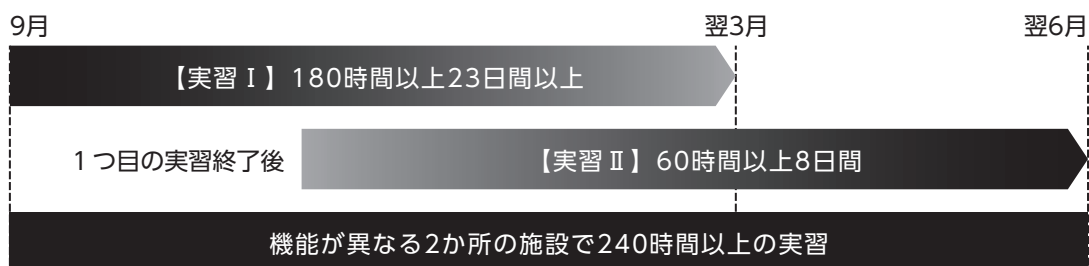
【免除になる方】

入学前に社会福祉士及び介護福祉士法に規定する指定施設（「入学案内」24～30頁、47～57頁参照）において、1年以上の実務経験がある方は実習が免除になります。

➡ 「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」の提出が必要です。

(2)ソーシャルワーク実習の実習期間と実習時間

- 実習は、合計240時間（1日8時間の実習で30日間以上が必要）で、原則として**機能が異なる2か所**で行います。
- 当養成所では、入学年の9月から翌年の3月までに、1つ目の実習先で180時間以上（23日間以上）の実習を行い、1つ目の実習終了から入学翌年の6月までに2つ目の実習先で60時間（8日間）の実習を行います。
- 7・8月のスクーリング期間は、実習期間から除きます。



*1つ目の実習を「実習Ⅰ」、2つ目の実習を「実習Ⅱ」と示しています。

(3)ソーシャルワーク実習の日程

【実習Ⅰ】180時間以上23日間以上

- 以下の2つの形態で実施できるようにしています。

A：180時間以上（23日間）を連続して行う。

B：180時間以上（23日間）を3ヶ月程度の中で90時間（12日間）程度の2回に分け、それぞれ連続して行う。

※実習受け入れ施設がすべての形態に対応しているわけではありません。

【実習Ⅱ】60時間以上8日間

- 連続する日程で行います。

※日程についての注意事項

- 実習時間以外に、社会福祉関連施設の見学や実習先での事前打ち合わせがあります。
- 1日あたりの実習時間は、原則として実習施設の常勤者の勤務時間となります。
- 土日祝日のみ、夜間のみ、1日の時間数を極端に短くする等の設定はできません。
- 実習時間に、早出や遅番、夜勤や宿直が含まれることがあります。
- 実習時期の決定については、「(5)実習調整」、44頁Q19を参照してください。

(4)ソーシャルワーク実習の実習施設

- 原則として、機能の異なる2か所の施設で行います。
- 本養成所が東京都に登録した指定実習施設（全国約120か所）のうち、当該年度に受け入れ可能な施設で行います。⇒12・13頁は、指定実習施設と第36期生の受入施設と受入可能施設の一覧表です。第37期生の受入については未定です。
- 入学前に実習先の特定はできません。実習先の決定については、「(5)実習調整」、43頁Q18を参照してください。
- 以下に該当する施設では、原則として実習することができません。
 - 実習予定者またはご家族等が当該施設や同じ法人内の事業所等に勤務している場合
 - 実習予定者またはご家族等が当該施設を利用している場合

(5)ソーシャルワーク実習の実習調整

- 入学後に、当該年度に受け入れが可能な施設及び日程を提示します。
- 実習予定者の希望をもとに、実習受入施設と実習日程等を調整します。1つ目の実習先は、6～7月頃に決定します。

(6)ソーシャルワーク実習の実習費

240時間：198,000円（税込）

180時間：143,000円（税込）

- 6月中に一括でお支払いいただきます。

※要件を満たしている方は、実習が180時間となります。詳細は45頁Q26も参照してください。

- 実習が中断、中止になった場合であっても、実習費の返還はできません。
- 実習施設までの交通費や健康診断料等（実習先によっては施設利用料等が必要な場合あり）は、別途ご負担をいただきます。

(7) ソーシャルワーク実習についての留意いただきたいこと

- 天災や感染症の流行等により、実習先や実習期間が変更となる場合があります。
- 実習先によっては、事前に健康診断や腸内細菌検査等、その他必要な検査を求められる場合があります。

ソーシャルワーク実習指導（集団指導・個別巡回指導）について

- 実習指導は、実習生が実習のねらいを達成するために、実習前（集団指導）→ 実習中（個別巡回指導）→ 実習後（集団指導）の実習課程を通して実施されるものです。
- 実習の前後に集団で実習指導を行います。実習中は、1週間に1回の頻度で、実習担当教員が個別に実習先を訪問する「巡回指導」を行います。

(1) ソーシャルワーク実習指導（集団指導）の日程

実習指導	日 時（予定）	会 場（予定）
実習指導Ⅰ	2025年5月31日 9：30～18：00	日本知的障害者福祉協会会議室（東京）
実習指導Ⅱ	2025年6月28日 9：30～18：00	〃
中間報告会	2026年3月下旬の週末 9：30～12：30	Web会議システムを活用して実施する予定です。
実習指導Ⅲ	2026年9月上旬の週末 9：30～18：00	日本知的障害者福祉協会会議室（東京）

(2) ソーシャルワーク実習指導についての留意事項

- 実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべてに出席することが必須です。実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの会場は東京のみです。
- 中間報告会は、実習指導（集団指導）の時間数（27時間）に含まれませんが、出席してください。
- 上記のほかに、実習期間中に帰校日（本養成所へ登校する日）を指定する場合があります。
- 中間報告会や実習振り返りは、Web会議システムを使用した実習指導を行います。

⚠ 実習必要者は以下の内容を了承の上、出願してください！

毎年、「入学案内」の内容を十分確認せずに出願される方や、入学後に本人や家族、職場の事情等で続けることができなくなる方がいます。次の部分を必ずお読みになってから出願をご検討ください。

Ⅱ 社会福祉士養成所（通信課程）の概要

⑦ 授業の内容等 ➡ **5・6頁**

③ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導…該当者のみ

■ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の免除について■

⑭ ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導について（該当者のみ） ➡ **8～10頁**

【ソーシャルワーク実習】実習期間、実習時間、実習施設、実習計画、実習費、その他

【ソーシャルワーク実習指導】実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、中間報告会、その他

Ⅸ よくあるご質問（Q&A）

④ ソーシャルワーク実習について ➡ **43～45頁**

Q18 実習施設はどのように決まるのですか？

Q19 実習の時期はいつ頃決まるのですか？

Q20 近所に実習したい施設があるのですが…？

Q21 土日祝日や夜間のみ、半日単位の実習はできますか？

Q22 連休や祝祭日も実習はあるのですか？希望すれば連休や祝祭日にも実習することはできるのですか？

Q23 相談機関だけで実習をしたいのですが？

Q24 実習必要者ですが、勤務先には内緒にしたいと考えています。相談せずに受講したいのですが？

Q25 実務経験が認められる職種で勤務していますが、実務経験の期間が足りていません。4年制大学を卒業しているので養成所に入学し、実習を履修すれば国家試験の受験資格が取れるのでしょうか？

Q26 実務経験がない人でも「ソーシャルワーク実習」を一部免除できる場合があると聞いたのですが？

実習必要者の方へ

◎本養成所の特徴として、主に知的障害のある方の支援現場が実習先になります。

◎実習先や実習日程等は、必ずしもご希望に添えるとは限りません。

◎**出願前に「実習個別相談（オンラインまたは対面）」を行いますので、必ず参加してください。**

別紙「実習個別相談確認票」を**事前にメール添付、FAX、郵送で提出**してください。

当養成所実習担当者から日程調整のご連絡をします。

【注意！】出願前の実習個別相談に参加しない方の出願書類は、原則として受理できません。

下記すべての実習施設が、毎年受け入れ可能とは限りません。

登録実習施設一覧

都道府県	名称	所在地	施設種別
北海道	札幌報恩学園*	札幌市厚別区厚別町上野幌822	障害
北海道	グリーンホーム厚別*	札幌市厚別区厚別町上野幌822	障害
北海道	新篠津福祉園	石狩郡新篠津村第45線北12番地	高齢
青森	弘前愛成園*	弘前市豊原1-1-3	児童
青森	青森月見寮*	青森市駒込字月見野918-3	障害
青森	月見野作業所	青森市駒込字月見野916-1	障害
宮城	きぼう園	仙台市宮城野区二の森14-3	障害
宮城	ひかり苑*	仙台市青葉区上愛子字道上59-4	障害
宮城	ワークつるがや	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	障害
宮城	高砂はげみホーム	仙台市宮城野区福室7-8-20	障害
宮城	障害者相談支援事業所「ホープ」*	仙台市宮城野区二の森14-3	障害
山形	向陽園*	山形市大字長谷堂字川原4687	障害
福島	はまなす荘*	いわき市平中平窪字二堂田2	障害
茨城	あいの家	東茨城郡茨城町小幡北山2766-36	障害
茨城	コスモス**	土浦市神立町青木1791	障害
茨城	慈光青年寮*	坂東市生子1617	障害
茨城	上の原学園**	桜川市上野原地新田159-1	障児
茨城	上の原学園成人寮*	桜川市上野原地新田159-1	障害
茨城	特別養護老人ホーム 上の原	桜川市上野原地新田154-4	高齢
茨城	しずかの創造苑	坂東市神田山2208	障害
茨城	はーとふる・ビレッジ	石岡市三村字長峰2595-1	障害
茨城	ありすの杜*	水戸市下入野町1924-1	障害
茨城	鹿島育成園 育成寮*	潮来市大賀438-4	障害
茨城	尚恵厚生園	土浦市神立町青木1791	障害
茨城	尚恵学園成人寮	土浦市菅谷町1430-1	障害
茨城	あいの家相談支援事業所	東茨城郡茨城町小幡北山2766-36	障害
茨城	デイサービスあいの家	東茨城郡茨城町小幡北山2766-36	障害
群馬	薫英荘*	北群馬郡吉岡町上野田3471	障害
埼玉	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園*	所沢市北原町860	障児
埼玉	すわ緑風園*	和光市南2-3-2	障害
埼玉	上平事業所*	上尾市菅谷49-1	障害
埼玉	さやか*	秩父市大字山田1199-2	障害
埼玉	悠久園	入間郡毛呂山町南台5丁目38番地5	高齢
埼玉	親愛南の里	川越市下赤坂1847	障害
埼玉	所沢市社会福祉協議会*	所沢市泉町1861-1	社協
埼玉	みのり	上尾市藤波1-208	障害
千葉	ふる里学舎*	市原市今富1110-1	障害
千葉	中野学園*	千葉市若葉区中野町1574-31	障害
千葉	桐友学園*	柏市大津ヶ丘2-19-5	障児
千葉	いすみ学園*	いすみ市万木22	障害
千葉	でい・さくさべ**	千葉市稲毛区作草部2-4-5	障害
千葉	沼南育成園	柏市大津ヶ丘2-19-5	障害
東京	青梅学園**	青梅市新町1-8-2	障害
東京	整肢療護園**	板橋区小茂根1-1-10	障児
東京	済美職業実習所**	杉並区堀ノ内1-26-6	障害
東京	つるかわ学園	町田市真光寺町186	障害
東京	いずみの苑*	板橋区東坂下2-2-22	高齢
東京	ひまわり作業所	杉並区松庵2-22-22	障害
東京	パサーージュいなぎ	稲城市若葉台四丁目32番地の3	障害
東京	板橋区立蓮根福祉園	板橋区坂下2-8-1-101	障害
東京	前野福祉園	板橋区前野町4-16-1	障害
東京	前野高齢者在宅サービスセンター	板橋区前野町4-16-1	高齢
東京	世田谷区立奥沢福祉園**	世田谷区奥沢6-29-2	障害
東京	竹の塚福祉園*	足立区竹の塚7-19-7	障害
東京	そよかぜ*	調布市西町290-4	障害
東京	江戸川光照苑*	江戸川区北小岩5-7-2	高齢
東京	澄水園*	小平市小川町1-485	障害
東京	南陽園**	杉並区高井戸西1-12-1	高齢
東京	第二南陽園	杉並区高井戸西1-12-1	高齢
東京	浴風園**	杉並区高井戸西1-12-1	高齢
東京	大塚福祉作業所*	文京区大塚4-50-1	障害
東京	かすみの里*	青梅市新町1-8-1	障害
東京	大田区立障がい者総合サポートセンター*	大田区中央四丁目30番11号 A棟	障害
神奈川	神奈川県立さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2-4-18	障害
神奈川	秦野精華園	秦野市南矢名3-2-1	障害
神奈川	厚木精華園	厚木市上荻野4835-1	障害
神奈川	七沢学園	厚木市七沢516	障児

必ずしも希望に沿えるとは限りません。

都道府県	名称	所在地	施設種別
神奈川	恵和青年寮＊	横浜市保土ヶ谷区今井町691	障害
神奈川	湘南ゆうき村	藤沢市西俣野410	障害
神奈川	花みずき＊	横浜市港北区新吉田町6001-1	障害
神奈川	朝日塾＊	横浜市戸塚区東俣野町57-6	障害
神奈川	ブックカフェひばりが丘＊＊	座間市ひばりが丘1-45-21	障害
神奈川	ワークステーション・菜の花	大和市深見941-1	障害
神奈川	ふきのとう向生舎＊	大和市柳橋5-3-16	障害
神奈川	かたくりの里＊	藤沢市湘南台5-1-2	障害
山梨	サポートセンターハロハロ＊	山梨市小原東1309-1	障害
長野	ともいきライフ月影＊	埴科郡坂城町大字上平1335-5	障害
長野	西駒郷＊	駒ヶ根市下平2901-7	障害
長野	相談支援センターほっと	上田市中央北2丁目7-3	障害
静岡	袋井学園＊	袋井市広岡4296	障害
静岡	美浜	浜松市天竜区渡ヶ島215-6	障害
静岡	百々山	浜松市天竜区渡ヶ島217-3	高齢
静岡	富士本学園＊	富士市大淵4632-7	障害
静岡	沼津のぞみの里＊	沼津市西椎路659-2	障害
静岡	沼津のぞみの園＊	沼津市西沢田1040-1	障害
静岡	袋井北部地域包括支援センター	袋井市宇刈850-1	高齢
愛知	岩崎学園＊	豊橋市岩崎町字利兵71	障児
愛知	べにしだの家＊	名古屋市中村区鴨付町2-46	障害
愛知	はさま	春日井市廻間町字神屋洞703-1	障害
岐阜	高山山ゆり園＊	高山市下切町208-1	障害
三重	済美寮＊	伊勢市辻久留3-17-5	障害
新潟	聖母愛児園＊	見附市学校町2-14-4	児童
富山	やまびこの丘	富山市坂本3110	障害
富山	はるかぜの丘	富山市坂本3110	障害
富山	こだまの丘＊＊	富山市坂本3110	障害
石川	梅光児童園	金沢市石引4丁目6-1	児童
石川	希望が丘	金沢市小池町九40	障害
石川	ハビリポート若葉・若竹	金沢市別所町クの10	障害
福井	足羽更生園＊	福井市宿布町19-46-1	障害
大阪	萩の杜	高槻市大字萩谷14-1	障害
大阪	ジョブサイトよど＊＊	大阪市淀川区十三東2-4-2	障害
大阪	高槻地域生活総合支援センターぷれいすBe＊	高槻市郡家本町5-2	障害
大阪	ほくぶ障害者作業所＊＊	堺市北区南花田町536番地1	障害
兵庫	三田谷学園＊	芦屋市楠町16-5	障児
兵庫	愛心園＊	赤穂郡上郡町山野里2749-35	障害
和歌山	あさも園＊	和歌山市府中1124-1	障害
和歌山	麦の郷 紀の川生活支援センター＊	紀の川市尾崎79-1	障害
鳥取	もみの木園	米子市富益町4635-3	障害
鳥取	グループホーム和桜＊	米子市富益町4660	障害
島根	西部島根医療福祉センター＊	江津市渡津町1926	障児
岡山	旭川学園	岡山市北区祇園866	障児
岡山	いづみ寮＊	岡山市北区中原664-1先	障害
岡山	旭川児童院	岡山市北区祇園866	障児
岡山	旭川療育園	岡山市北区祇園866	障児
岡山	竜ノ口寮	岡山市北区祇園866	障害
岡山	吉備ワークホーム＊	岡山市北区祇園866	障害
岡山	旭川敬老園＊	岡山市北区祇園866	高齢
広島	福山六方学園	福山市水呑町7187-1	障児
香川	相談支援センター白鳥	東かがわ市松原1387番地	障害
香川	紅山荘＊	丸亀市飯山町上法軍寺2600	高齢
高知	土佐希望の家	南国市小籠107番地	障児
佐賀	富士学園＊	佐賀市富士町大字内野209-8	障害
長崎	うきうきサポートセンター	諫早市有喜町537-2	障害
熊本	第二城南学園就労継続支援B型事業所＊	熊本市南区城南町藤山1263	障害
熊本	第二城南学園生活介護事業所＊	熊本市南区城南町藤山1263	障害
宮崎	向陽の里＊	東諸県郡国富町大字本庄1407	障害
鹿児島	サポート明星＊	鹿児島市犬迫町6017-2	障害
鹿児島	知覧育成園＊	南九州市知覧町郡9047-1	障害
沖縄	てだこ学園	八重瀬町字具志頭1392-1	障害

(注) 障害＝障害者関係施設・事業所 障児＝障害児関係施設・事業所 児童＝児童関係施設・事業所
 高齢＝高齢者関係施設・事業所 社協＝社会福祉協議会

＊必ずしも希望に沿えるとは限りません

＊第36期生実習必要者の受け入れが可能であると回答のあった実習施設です。

＊＊第36期生実習必要者の受け入れを行った実習施設です。

15 教員一覧（五十音順）

（令和6年度現在）

教員名	所 属
飯 田 俊 男	社会福祉法人佑啓会
井 上 修 一	大妻女子大学
井 上 博	社会福祉法人愛泉会
大 谷 佳 子	昭和大学（元）
片 山 雅 博	社会福祉法人旭川荘
加 山 弾	東洋大学
木 伏 正 有	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
藏 野 と も み	大妻女子大学
栗 原 拓 也	静岡英和学院大学
渋谷 哲	淑徳大学
島 村 聡	沖縄大学
白 石 孝 之	社会福祉法人彩明会
新 保 美 香	明治学院大学
新 名 正 弥	田園調布学園大学
末 永 和 也	北九州市立大学
末 光 茂	川崎医療福祉大学
鈴木 敏 彦	淑徳大学
相 馬 大 祐	長野大学
高 木 寛 之	山梨県立大学
高 山 直 樹	東洋大学
滝 口 真	大分大学
中 川 裕 美 子	社会福祉法人愛心福祉会
中 野 恵 美 子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会（元）
中 山 知 己	明治大学
生 川 善 雄	千葉大学（元）
名 和 真 紀 子	
新 妻 登	社会福祉法人いわき福音協会
仁 科 伸 子	熊本学園大学
西 原 雄 次 郎	ルーテル学院大学
長 谷 川 洋 昭	田園調布学園大学
八 谷 重 之	社会福祉法人明和会
林 原 好 美	常葉大学
東 瀬 戸 徹	社会福祉法人佑啓会
久 田 則 夫	日本女子大学
福 田 幸 夫	静岡福祉大学
松 崎 茂	日本大学
丸 山 晃	立教大学
森 詩 恵	大阪経済大学
八 柳 律 子	社会福祉法人愛泉会
柳 田 正 明	山梨県立大学
矢 野 明 宏	東京通信大学
矢 野 聡	日本大学
山 口 喜 男	社会福祉法人佑啓会
山 中 俊 克	茨城キリスト教大学
渡 辺 裕 一	武蔵野大学



出願手続きについて

1 募集期間

募集期間は次の通りです。複数の募集期間への出願が可能です。が、定員になり次第、募集を締め切りますので、早めの出願をお勧めします。

〈推薦募集〉2024（令和6）年11月1日（金）から2025（令和7）年4月4日（金）必着

〈1期募集〉2024（令和6）年11月1日（金）から2024（令和6）年12月2日（月）必着★

〈2期募集〉2024（令和6）年12月3日（火）から2025（令和7）年1月15日（水）必着★

〈3期募集〉2025（令和7）年1月16日（木）から2025（令和7）年3月3日（月）必着

〈4期募集〉2025（令和7）年3月4日（火）から2025（令和7）年4月4日（金）必着

※★は早期出願割引制度*の対象期間です *入学選考料が割引き（5,500円→3,300円）となります。

2 提出書類

提出書類は、19頁の「V 提出書類の作成」を確認のうえ、準備してください。

(1) すべての方が提出するもの…19頁参照

- ①入学願書兼学籍登録原票（所定用紙）
- ②小論文（所定用紙）
- ③合否通知用封筒（所定封筒、620円分の切手を貼付）
- ④入学選考料郵便振替払込請求書兼受領証（推薦及び入学選考料免除者を除く）

(2) 入学資格（最終学歴と実務経験年数）に応じて提出するもの…21頁参照

- ①大学・短期大学等卒業証明書 (A)
- ②実務経験申告書（所定用紙） (B)
- ③実務経験（見込）証明書（所定用紙） (C)
- ④社会経験申告書（所定用紙） (D)
- ⑤実習個別相談確認票 (E)

〔提出区分〕

入学資格	提出書類				※
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
(1) - 1 大学等卒業（見込） 実務経験なし【実習必要者】	○	—	—	○	○
(1) - 2 大学等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満	○	○	○	—	—
(2) 3年制短大等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満	○	○	○	—	—
(3) 2年制短大等卒業 + 相談援助実務2年以上4年未満	○	○	○	—	—
(4) 相談援助実務4年以上	—	○	○	—	—

※実習必要者は出願前に必ずメール添付、FAX、郵送で提出してください。

3 入学選考料 ※免除制度・割引き制度あり

(1) 入学選考料の振込みについて

入学選考料については、添付（もしくは郵便局に備え付け）の「払込取扱票」を用い、以下の手順に沿って郵便振込にてお支払いください。なお、振込みには郵便振替自動受付機（ATM）もご利用いただけます。

- ①ご依頼人欄（2箇所）に、おところ、おなまえを記入してください。
 - ②通信欄に、「社会福祉士養成所入学選考料（〇期）」と記入してください。
 - ③募集期間内に郵便局の窓口または郵便振替自動受付機にて振り込んでください。
 - ④振込みの際にかかる手数料については、各自負担してください。
 - ⑤郵便振替払込請求書兼受領証またはご利用明細書（コピー可）を入学願書の貼付欄に貼付してください。
- ※クレジットカードでのお支払いはできません。

(2) 入学選考料の免除について

以下の方は入学選考料が免除となります。

- ①推薦入学制度出願者（18頁参照）
- ②知的障害者福祉協会認定資格取得（見込）者
知的障害援助専門員、知的障害福祉士の資格を取得した方（取得見込含む）

口座番号	00180-5-151946
加入者名	公益財団法人日本知的障害者福祉協会
金 額	1期・2期：3,300円（税込）／3期・4期：5,500円（税込）

●払込取扱票（巻末に綴じ込み）

00 東京		払 込 取 扱 票	
口座番号	001805	金額	3300
加入者名	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	料 金	
通信欄	『社会福祉士養成所入学選考料』（1期・2期募集）	備考	
依頼人	様	日 附 印	
（ご連絡先電話番号） 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号第56282号） これより下部には何も記入しないでください。			

00 東京		払 込 取 扱 票	
口座番号	001805	金額	5500
加入者名	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	料 金	
通信欄	『社会福祉士養成所入学選考料』（3期・4期募集）	備考	
依頼人	様	日 附 印	
（ご連絡先電話番号） 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号第56282号） これより下部には何も記入しないでください。			

00 東京		振替払込請求書兼受領証	
口座番号	001805	金額	3300
加入者名	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	料 金	
通信欄	『社会福祉士養成所入学選考料』（1期・2期募集）	備考	
依頼人	様	日 附 印	
（ご連絡先電話番号） 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号第56282号） これより下部には何も記入しないでください。			

00 東京		振替払込請求書兼受領証	
口座番号	001805	金額	5500
加入者名	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	料 金	
通信欄	『社会福祉士養成所入学選考料』（3期・4期募集）	備考	
依頼人	様	日 附 印	
（ご連絡先電話番号） 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号第56282号） これより下部には何も記入しないでください。			

4 提出方法

以下の方法にて必要書類を提出してください。

●申込用封筒記入例

- ①必要な提出書類がすべて揃っていることを確認してください。
- ②申込用封筒（本書類に添付）または市販の角2封筒（記入例を参照し作成）に提出書類をすべて封入してください。
※市販の角2封筒を使用する場合には、右の封筒記入例を参照のうえ、封筒の表面に「**入学申込書類在中**」と赤で記入し、裏面には必ず住所氏名を明記してください。
- ③希望する募集期間内に郵便局窓口から**簡易書留**にて日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所あてに送付してください。

郵便局窓口 から送付 ください	1050013		
			東京都港区浜松町2丁目7番19号 KDX浜松町ビル6階
		公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所 行	
(入学申込書類在中)	簡易書留		
— すべての方が提出するもの — ☐ 入学願書 志学届登録票 ☐ 小論文 (含む通知用封筒) ☐ 受験証 (入学選考料免除者を除く)		— 入学資格に応じて提出するもの — ☐ 大学・短期大学等卒業証明書 ☐ 社会経験申告書 ☐ 実務経験(見込)証明書	
			氏名

(角2サイズを使用のこと)

5 入学者の選考及び通知

入学選考委員会において、提出書類及び小論文により選考を行います。選考結果は合否に関わらずすべての方に通知します。

- 〈1期募集選考結果通知〉2024（令和6）年12月下旬に投函（予定）
- 〈2期募集選考結果通知〉2025（令和7）年2月上旬に投函（予定）
- 〈3期募集選考結果通知〉2025（令和7）年3月中旬に投函（予定）
- 〈4期募集選考結果通知〉2025（令和7）年4月中旬に投函（予定）
- 〈推薦入学選考結果通知〉各募集期間の選考結果通知と同日に投函（予定）

※選考に関するお問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

6 入学手続き

合格者には合格通知書と入学手続き書類を送付しますので、書類を提出し、入学金を入金してください。入学手続きの完了（入学書類の返送と入学金、授業料の入金等）をもって、学籍の登録となります。

なお、指定期間内に入学手続きが行われない場合には、入学辞退とみなします。

※4期募集選考結果通知から必要書類の提出、入金等の入学手続きの締め切りまでが極めて短くなる予定です。1～2期募集での早期の出願をおすすめいたします。

Ⅳ 推薦入学制度について

1 募集期間

2024（令和6）年11月1日（金）から2025（令和7）年4月4日（金）まで

2 出願資格

次のすべて（①～④）の要件を満たす者

①本養成所の入学資格に該当し、かつ指定施設（推薦書類作成施設）における相談援助の業務に従事した経験（実務経験）が3年以上ある者

※指定施設における相談援助の業務の範囲については24～30頁、48～57頁参照

②十分な基礎学力及び勉学に対する強い意欲を有し、学生としてふさわしい者であり、かつ、優れた学習成果が期待できる者

③設置主体代表者（法人理事長）または施設・機関代表者（所属施設長等）が②の理由をもって推薦する者

④合格の場合は必ず入学する者

3 募集人員

30名（募集定員を超えた場合には入学選考委員会にて検討）

4 提出書類

- | | | |
|--|---|-----------|
| ①入学願書兼学籍登録原票（所定様式） | } | 一般入学と同様です |
| ②実務経験申告書（所定様式） | | |
| ③実務経験証明書（所定様式） | | |
| ④可否通知用封筒 | | |
| ⑤小論文（所定様式） | | |
| ⑥推薦書（所定様式）※所属する法人の理事長または施設長の推薦書（自筆の署名のあるもの）が必要です | | |

5 入学選考料

入学選考料5,500円（税込）は免除となります。

6 小論文課題

一般入学と同様です。58頁を参照してください。

7 選考結果通知

可否に関わらず、各募集期間の選考結果通知と同日に投函（予定）します。

入学選考委員会において審査を行い、出願者本人宛に通知します。なお、選考に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。



提出書類の作成

- 特別な事情のある場合を除き小論文を含むすべての提出書類は、出願者本人が万年筆・ボールペン等の自筆で記入してください。（鉛筆や消せるボールペン等で書かれた書類は受け付けません。）
- 特別な事情のある方は、その旨を別紙（様式自由）に記入し、入学願書に添付してください。
- 提出書類を訂正する場合には、その箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。（修正液・修正テープの使用は不可）
- 提出された書類は原則としてお返しいたしません。

1 すべての方が提出するもの

①入学願書兼学籍登録原票（所定用紙）…32～33頁記入例参照

太枠線内を記入してください。細枠内及び※欄は本養成所使用欄です。

【表面】

・ガイダンス動画

必ず視聴のうえ、該当欄にチェックを入れてください。

・募集区分

該当する募集区分にチェックを入れてください。

・都道府県コード

都道府県コード表（31頁）を参照し、現住所のある県のコード番号を記入してください。

・氏名（旧姓・名）

楷書ではっきりと記入してください。略字ではなく、戸籍（公的証明書類等）に記載されている正式な文字で記入してください。他の提出書類（証明書等）と氏名が異なる場合には、旧姓・名を併記してください。戸籍謄本等の提出は必要ありませんが、公的証明書類等を確認させていただく場合があります。

・生年月日（満年齢）

和暦と西暦の両方と、提出日時点での満年齢を記入してください。

・現住所／書類送付先

書類送付先は現住所と異なる場合のみ記入してください。

・TEL／携帯／FAX／Email

書類不備等の際の本養成所からの連絡に使用します。必ず日中に連絡がとれる番号を記入してください。

・勤務先

提出日現在の勤務先を記入してください。

・勤務先種類コード

勤務先種類コード表（31頁）を参照し、記入してください。無職や学生の場合もコードがありますので、必ず記入してください。

- ・職種

具体的な職種（例えば、生活支援員、介護士、相談支援員、看護師、経理事務、調理員、保育士、等）を記入してください。

- ・所在地

現在の勤務先（本社等ではなく実際の勤務先）の所在地を記入してください。

- ・職歴

直近から遡って順に現在を含む3つまで記入してください。

- ・最終学歴

卒業した学校名、課程、学科名、昼夜・通信の別、卒業年月を記入してください。

- ・所有資格

所有している資格にチェックを入れ、取得（登録）年月を記入してください。

- ・日本知的障害者福祉協会認定資格

本会が認定する資格を取得している場合には、入学選考料5,500円（税込）が免除になります。取得している資格（2025（令和7）年3月取得見込みを含む）にチェックを入れ、資格取得年月と認定番号を記入してください。

- ・入学資格

ご自身が該当する入学資格を確認し、チェックを入れてください。右に示されている提出書類もあわせて確認してください。

- ・スクーリング希望会場及び日程

スクーリングは全員必修です。希望するスクーリングの会場及び日程にチェックを入れてください。チェックが無い場合は、人数が少ない会場等に割り振る場合があります。
各会場の1クラスの定員は20名です。定員を超えた場合には、別の会場等を案内いたします。

【裏面】

- ・入学の志望動機

200字程度で必ず記入してください。

- ・科目履修免除（実習一部免除を含む）の希望

大学等で履修した科目は免除できる場合がありますが、科目免除による授業料の割引等はありません。なお、免除を希望されても本養成所の基準により免除できない場合があります。チェックのない場合は希望なしとみなします。

- ・厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の利用希望

本制度の利用を希望される方は、事前にハローワークでの手続きが必要となりますので、利用希望の有無をチェックしてください。チェックのない場合は希望なしとみなします。

- ・配慮事項

配慮事項等がある方は、内容を記載してください。

- ・アンケート

本養成所を知ったきっかけと、本講座を選んだ理由にチェックを入れてください。

- ・郵便振替払込請求書兼受領証 **貼付欄**

入学選考料（3,300円または5,500円／いずれも税込）を払込したことを証明する用紙（郵便振替払込請求書兼受領証またはご利用明細書（コピー可））を貼付してください。
欄より大きい場合には、縮小コピーを取るか、折り込んでください。

②小論文（所定用紙）

- 後掲の課題（58頁）について論述してください。

③合否通知封筒

- 合否通知用封筒（本書類に添付）または市販の角2封筒（記入例を参照し作成）に合否通知が確実に受け取れる住所・氏名・郵便番号を明記し、**620円分の切手を貼付**してください。
 - 合否通知用封筒の「様」は消さないでください。
- ※書類に不備があった場合は、合否通知封筒を使って返却します。その際は、改めて510円分の切手を貼付した合否通知封筒をご用意ください。

●合否通知用封筒記入例

（角2サイズを使用し、「様」は消さないこと）

④郵便振替払込請求書兼受領証（コピー可）

- 入学選考料を払込したことを証明する用紙（郵便振替払込請求書兼受領証またはご利用明細書（コピー可））を、入学願書兼学籍登録原票の裏面に貼付してください。
- なお、入学選考料免除者は必要ありません。

2 入学資格に応じて提出するもの（15頁の〔提出区分〕を参照してください）

①大学・短期大学等卒業証明書（卒業した学校が発行するもの）

対象：入学資格の要件（1）～（3）に該当する方

- 申込時1年以内に発行された卒業証明書を提出してください。
 - 学歴の範囲は、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」によります。（23頁の表及び参考資料47頁参照）
- ※2025（令和7）年4月30日までに卒業見込みの方は、卒業見込証明書を提出してください。合格後に卒業証明書の提出が必要となります。
- ※卒業証書や証明書のコピーは認められませんので、必ず卒業証明書の原本を提出してください。
- ※4年以上の実務経験がある場合、大学・短期大学等の卒業証明書は不要です。（その場合、入学資格は（4）実務4年以上に該当します。）
- ※証明書類が厳封されている場合は開封し、証明書のみを提出してください。

②実務経験申告書（所定用紙）…34頁記入例参照

対象：入学資格の要件（1）－2～（4）に該当する方

- 申告者（申込者）が作成するものです。この申告書に基づいて、実務経験証明書を提出してください。
- 入学資格を満たす実務経験（相談援助の業務に従事）の期間のみ申告してください。現在までの職歴すべてを記入する必要はありません。

- ・同施設や同法人内であっても、施設種類や職種が異なる場合には、2行目（証明書No.2）以降に記入してください。

③実務経験（見込）証明書（所定用紙）…35頁記入例参照

対象：入学資格の要件（1）－2～（4）に該当する方

- ・実務経験申告書の内容について、所属先代表者の証明を受けるものです。実務経験申告書に記載した内容は、すべて証明書を提出してください。
- ・同施設や同法人内であっても施設種類や職種が異なる場合は、それぞれの施設・機関ごとに証明書を作成し、提出してください。
- ・証明書の用紙が不足する場合には、用紙をコピーして作成してください。
- ・医療機関における証明は、病院・診療所職員用の用紙を使用してください。
- ・市（特別区含む）町村社会福祉協議会における証明は、社会福祉協議会用の用紙を使用してください。
- ・2025（令和7）年4月30日までに実務経験年数が達する場合は、実務経験見込証明書を提出してください。合格後に必要な従事期間を満たした証明書を提出していただきます。提出のない場合には、合格（または実習の免除）が取り消しになります。

④社会経験申告書（所定用紙）

対象：入学資格の要件（1）－1に該当し、相談援助業務の実務経験のない方

※実習必要者のみ

- ・申告者（申込者）が作成するものです。
- ・福祉に関する相談援助業務の実務経験のない方のみ提出してください。

⑤実習個別相談確認票

対象：入学資格の要件（1）－1に該当し、相談援助業務の実務経験のない方

※実習必要者のみ

- ・出願前に必ずメール添付、FAX、郵送で提出してください。

提出区分に応じた実務経験のある方は、実務経験申告書及び実務経験証明書の提出により、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」が免除になります。

【入学資格（最終学歴と実務経験年数）に応じて提出するもの…21頁参照】

- | | |
|--------------------|-----|
| ①大学・短期大学等卒業証明書 | (A) |
| ②実務経験申告書（所定用紙） | (B) |
| ③実務経験（見込）証明書（所定用紙） | (C) |
| ④社会経験申告書（所定用紙） | (D) |
| ⑤実習個別相談確認票 | (E) |

〔提出区分〕

入学資格	提出書類				※
	(A)	(B)	(C)	(D)	
(1)－1 大学等卒業（見込） 実務経験なし【実習必要者】	○	—	—	○	○
(1)－2 大学等卒業 ＋ 相談援助実務1年以上4年未満	○	○	○	—	—
(2) 3年制短大等卒業 ＋ 相談援助実務1年以上4年未満	○	○	○	—	—
(3) 2年制短大等卒業 ＋ 相談援助実務2年以上4年未満	○	○	○	—	—
(4) 相談援助実務4年以上	—	○	○	—	—

※実習必要者は出願前に必ず提出してください。

「大学等」の範囲

学校等種類	適 用	
大学		学校教育法 旧大学令
大学院への飛び入学		学校教育法
大学院		
専修学校	修業年限4年以上の専門課程	
各種学校	修業年限4年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	学士、修士又は博士の学位を授与された者	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 旧国立学校設置法
大学評価・学位授与機構		
高等師範学校	専攻科	旧高等師範学校規程
高等師範学校	修業年限1年以上の研究科	旧師範教育令
女子高等師範学校		
専門学校	修業年限5年以上	旧専門学校令
専門学校研究科	修業年限1年以上（修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの）	
防衛大学校		防衛省設置法
防衛医科大学校		
国立研究開発法人水産研究・教育機構		国立研究開発法人水産研究・教育機構法
独立行政法人水産大学校		旧独立行政法人水産大学校法
水産大学校		農林水産省組織令
水産講習所		旧水産庁設置法
海上保安大学校		国土交通省組織令
		海上保安庁法
		運輸省組織令
職業能力開発総合大学校	総合課程又は長期課程	職業能力開発促進法
職業訓練大学校	長期指導員訓練課程	新職業訓練法
	長期課程	旧職業訓練法
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程	旧職業能力開発促進法
職業能力開発大学校	長期課程	旧職業訓練法
職業能力開発大学校	長期課程	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法
		職業能力開発促進法
気象大学校大学部		国土交通省組織令 運輸省設置法 運輸省組織令

「3年制短期大学等」の範囲

学校等種類	適用 (夜間授業を行なう専攻科・学科・課程または通信教育の課程を除く。)	
短期大学	修業年限 3 年	学校教育法
高等学校	修業年限 3 年以上の専攻科	
中等教育学校		
特別支援学校		
専修学校	修業年限 3 年以上の専攻科 (修業年限 3 年以上の旧盲学校、聾学校、養護学校を含む)	
各種学校	修業年限 3 年以上の専門課程	
職業能力開発総合大学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限 3 年以上	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校	訓練期間 3 年以上の専門課程	
職業訓練短期大学校	訓練期間 3 年以上の専門課程	旧職業能力開発促進法

「2年制短期大学等」の範囲

学校等種類	適 用	
短期大学		学校教育法
高等専門学校		
高等学校	修業年限 2 年以上の専攻科	
中等教育学校		
特別支援学校	修業年限 2 年以上の専攻科 (修業年限 2 年以上の旧盲学校、聾学校、養護学校を含む)	
専修学校	修業年限 2 年以上の専門課程	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限 2 年以上	職業能力開発促進法
職業能力開発総合大学校	専門課程又は特定専門課程	
職業能力開発大学校	専門課程	
職業能力開発短期大学校		
職業訓練短期大学校	専門訓練課程又は特別高等訓練課程	新職業訓練法
	専門課程	旧職業能力開発促進法

[実務経験区分の概略]「指定施設等における相談援助業務の範囲」

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、本養成所の入学資格及び実習免除の要件に関わる実務経験を有するものとして認められます。

本表は「指定施設における業務の範囲等～」（47頁以降に記載）に基づいて作成しています。

【児童分野】

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士	1－(2)
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導員（少年を指導する職員） 個別対応職員 自立支援担当職員	1－(3)
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員	1－(4)
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2） ★保育士（※3） 児童発達支援管理責任者 心理担当職員	1－(5)
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2－(33)
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2－(33)
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2－(33)
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療養施設〕	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2－(33)
	児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員	1－(6)
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2） ★保育士（※3） 心理指導員（心理指導を担当する職員）	2－(34)
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員	1－(7)
	児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1－(8)
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員	1－(9)
	(児童発達支援センターを除く) 障害児通所支援事業	★指導員（※1） ★児童指導員（※2） ★保育士（※3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） ★障害福祉サービス経験者（※4）	1－(10)
		★指導員（※1） ★児童指導員（※2） ★保育士（※3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） ★障害福祉サービス経験者（※4）	1－(10)
		★訪問支援員（※1）（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る） 児童発達支援管理責任者	1－(10)
		★訪問支援員（※1）（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る） 児童発達支援管理責任者	1－(10)
	障害児相談支援事業	相談支援専門員 相談支援員	1－(11)
	乳児院	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	2－(2)
	医療型児童発達支援を行う施設	★児童指導員（※2） ★保育士（※3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	2－(13)
	指定発達支援医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が 設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの〕	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2－(14)
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員 個別対応職員 自立支援担当職員	2－(22)
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2－(25)
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	2－(84)
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行う職員	2－(89)
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者	2－(90)
	児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行っている者	2－(91)

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
児童福祉法	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	2 - (92)
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員	2 - (93)
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター 母子支援員	2 - (94)
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員	2 - (95)
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	2 - (96)
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 統括支援員	2 - (97)
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員	2 - (98)
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2 - (26)
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員（相談員）	2 - (12)
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2 - (37)
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2 - (21)
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	2 - (23)
	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）	2 - (29)
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2 - (74)
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	2 - (77)
	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	2 - (85)

（※1）「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

【高齢者分野】

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1－（23）
		介護老人保健施設 支援相談員 相談指導員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1－（23）
		介護医療院 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1－（23）
		指定介護療養型医療施設 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1－（23）
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（※5） （保健師、主任介護支援専門員等）	1－（24）
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 〔指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む〕	生活相談員 計画作成担当者	2－（4）
	指定通所介護を行う施設 〔基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（※6） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む〕	生活相談員	2－（42） 2－（46）
	指定短期入所生活介護を行う施設 〔基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む〕	生活相談員	2－（42）
	指定通所リハビリテーションを行う施設 〔指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2－（43）
指定短期入所療養介護を行う施設 〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2－（43）	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
介護保険法	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2 - (44)
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2 - (45)
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2 - (47)
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2 - (47)
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2 - (47)
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2 - (48)
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2 - (49)
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2 - (50)
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2 - (50)
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1 - (21)
	特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員	1 - (21)
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム（A型、B型）、 ケアハウスを含む〕	生活相談員 主任生活相談員	1 - (21)
	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	1 - (21)
	老人短期入所施設	生活相談員	1 - (21)
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1 - (21)
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員	1 - (21)
	有料老人ホーム	生活相談員	2 - (3)
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2 - (8)
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2 - (51)
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている生活援助員	2 - (52)
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2 - (53)

（※5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（※6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

【障害者分野】

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (13)
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1 - (14)
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2 - (30)
関する法律 精神障害者福祉に 精神保健及び精	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1 - (15)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (20)
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	1 - (25)
	地域活動支援センター	★指導員（※7）	1 - (26)
	福祉ホーム	管理人	1 - (27)
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	2 - (82)
	更生支援施設 身体障害者 〔身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）	2 - (5)
	身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）	2 - (5)
	身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	2 - (5)
	身体障害者福祉工場	★指導員（※7）	2 - (5)

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知	
障害者総合支援法	社会復帰施設 精神障害者	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	2－（6）	
		精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	2－（6）	
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	2－（6）	
		精神障害者福祉ホーム	管理人	2－（6）	
	授産施設 知的障害者	知的障害者更生施設（入所、通所）	★生活支援員（※7）	2－（7）	
		知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	2－（7）	
		知的障害者通所寮	★生活支援員（※7）	2－（7）	
	サービス事業 障害福祉	生活介護を行う施設	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	1－（28）	
		自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	1－（28）	
		就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1－（28）	
		就労継続支援を行う施設（A型、B型）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1－（28）	
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員 サービス管理責任者	1－（28）	
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員 サービス管理責任者	1－（28）	
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2－（32）	
		短期入所を行う施設 身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員	2－（32）	
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2－（32）	
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2－（31）	
		共同生活援助を行う施設 精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている職員	2－（32）	
		支援事業 地域生活	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2－（36）
			日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2－（37）
	障害者相談支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2－（37）	
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	1－（29）	
	特定相談支援事業所		相談支援専門員 相談支援員	1－（30）	
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	2－（35）	
園法の	のぞみ	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケースワーカー	2－（15）	
援法	発達障害者支援	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	2－（66）	
法律	障害者の雇用の促進等に関する	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2－（67）	
		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	2－（68）	
		障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2－（70）	
		障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員	2－（72）	
法安定	職業	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター	2－（73）	
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2－（16）		
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2－（30）		
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2－（38）		
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2－（39）		
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2－（40）		
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2－（41）		
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2－（69）		
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2－（71）		

（※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

【その他の分野】

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1 - (1)
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員	1 - (12)
生活保護法	救護施設	生活指導員	1 - (16)
	更生施設	生活指導員	1 - (16)
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2 - (1)
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2 - (1)
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2 - (65)
	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	2 - (86)
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 就労準備支援担当者 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2 - (63)
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員） 身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員、母子相談員 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1 - (17)
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2 - (9)
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員） 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対する〕 〔ものに限る。〕	2 - (10)
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員） 福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対する〕 〔ものに限る。〕	2 - (11)
関係する法律に抱える困難な問題への支援	女性相談支援センター	相談支援員 心理支援員 女性相談支援員	1 - (18)
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1 - (19)
保健母子	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	2 - (78)
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	2 - (87)
防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	2 - (88)
寡婦福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1 - (22)
施設収容法	刑事施設	刑務官 法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官	2 - (17)
少年法	少年院	法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官	2 - (17)
少年鑑別所	少年鑑別所	法務教官 法務技官（心理）	2 - (17)
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官 社会復帰調整官	2 - (18)
	保護観察所	保護観察官 社会復帰調整官	2 - (18)
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任 補導員 福祉職員 薬物専門職員	2 - (19)
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	2 - (83)

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

【現在廃止事業の分野】

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当番号通知
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員 生活指導員	なし
身体障害者福祉ホーム	管理人	なし
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	なし
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	なし
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	なし
知的障害者デイサービスセンター	指導員 生活指導員 相談援助業務を行っている職員	なし
知的障害者福祉ホーム	管理人	なし
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難 聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児 通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設 において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	なし
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、 知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	なし
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	なし
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	なし
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力 開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	なし
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者 円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）〕	生活援助員	なし
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	なし
ヴィエトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	なし
子ども家庭相談事業 （児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	なし
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	なし
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	なし
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	なし
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	なし

〔都道府県コード〕

県 名	コード	県 名	コード	県 名	コード	県 名	コード	県 名	コード
北海道	1	埼 玉	11	新 潟	21	鳥 取	31	佐 賀	41
青 森	2	千 葉	12	富 山	22	島 根	32	長 崎	42
岩 手	3	東 京	13	石 川	23	岡 山	33	熊 本	43
宮 城	4	神奈川	14	福 井	24	広 島	34	大 分	44
秋 田	5	山 梨	15	滋 賀	25	山 口	35	宮 崎	45
山 形	6	長 野	16	京 都	26	徳 島	36	鹿児島	46
福 島	7	静 岡	17	大 阪	27	香 川	37	沖 縄	47
茨 城	8	愛 知	18	兵 庫	28	愛 媛	38		
栃 木	9	岐 阜	19	奈 良	29	高 知	39		
群 馬	10	三 重	20	和歌山	30	福 岡	40		

〔勤務先種類コード〕

施 設 種 類	コード	施 設 種 類	コード	施 設 種 類	コード
【知的障害関係施設・事業】		【身体障害関係施設・事業】		【高齢者関係施設・事業】	
障害者支援施設〔主に知的障害〕	6 1 1	身体障害者福祉センター	1 1 1	介護保険施設	1 2 1
地域活動支援センター〔主に知的障害〕	6 2 1	障害者支援施設〔主に身体障害〕	1 1 2	地域包括支援センター	1 2 2
福祉ホーム〔主に知的障害〕	6 3 1	地域活動支援センター〔主に身体障害〕	1 1 3	居宅介護支援事業所	1 2 3
障害福祉サービス事業（療養介護）〔主に知的障害〕	6 4 1	身体障害者更生援護施設	1 1 4	老人ホーム（養護／特別養護／軽費）	1 2 4
障害福祉サービス事業（生活介護）〔主に知的障害〕	6 4 2	身体障害者福祉工場	1 1 5	老人福祉センター	1 2 5
障害福祉サービス事業（自立訓練）〔主に知的障害〕	6 4 3	障害福祉サービス事業を行う施設〔主に身体障害〕	1 1 6	老人デイ・サービスセンター	1 2 6
障害福祉サービス事業（就労移行支援）〔主に知的障害〕	6 4 4	相談支援事業所〔主に身体障害〕	1 1 7	老人介護支援センター	1 2 7
障害福祉サービス事業（就労継続支援）〔主に知的障害〕	6 4 5	地域生活支援事業〔主に身体障害〕	1 1 8	有料老人ホーム	1 2 8
障害福祉サービス事業（共同生活援助）〔主に知的障害〕	6 4 6	その他の身体障害関係施設・事業	1 1 0	その他の高齢者関係施設・機関	1 2 0
障害福祉サービス事業（共同生活介護）〔主に知的障害〕	6 4 7	【精神障害関係施設・事業】		【行政・団体等】	
障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）	6 5 1				
障害児入所支援（医療型障害児入所施設）	6 5 2	精神保健福祉センター	5 0 1	福祉事務所	2 0 1
障害児通所支援（児童発達支援事業所）	6 6 1	障害者支援施設〔主に精神障害〕	5 0 2	相談所（児童・知的障害者更生・身体障害者更生・婦人）	2 0 2
障害児通所支援（医療型児童発達支援事業所）	6 6 2	地域活動支援センター〔主に精神障害〕	5 0 3	保健所	2 0 3
障害児通所支援（放課後等デイサービス事業所）	6 6 3	精神障害者社会復帰施設	5 0 4	国都道府県・指定都市・中核市本庁・市区役所・町村役場	2 0 4
障害児通所支援（保育所等訪問支援事業所）	6 6 4	障害福祉サービス事業を行う施設〔主に精神障害〕	5 0 5	都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会	2 0 5
障害児相談支援事業所	6 7 1	相談支援事業所〔主に精神障害〕	5 0 6	公益法人・NPO法人	2 0 6
相談支援事業所〔主に知的障害〕	6 8 1	その他の精神障害関係施設・事業	5 0 0	【医療関係機関】	
地域生活支援事業〔主に知的障害〕	6 9 1	【児童関係施設・事業】			
発達障害者支援センター	7 0 1			病院・診療所	2 5 1
知的障害者福祉ホーム	0 6 0	母子生活支援施設	1 3 1	その他の医療施設・機関	2 5 2
知的障害者福祉工場	0 7 0	児童養護施設	1 3 2	【その他】	
重症心身障害児施設	0 9 0	盲ろうあ児施設	1 3 3		
その他の知的障害関係施設・事業	1 0 0	肢体不自由児施設	1 3 4	一般企業	3 0 1
		情緒障害児短期治療施設	1 3 5	自営業	3 0 2
		児童自立支援施設	1 3 6	教育機関	3 5 0
		児童家庭支援センター	1 3 7	無職	4 0 1
		乳児院	1 3 8	学生	4 0 2
		保育所	1 3 9	アルバイト・パート（学生除く）	4 0 3
		その他の児童福祉関係施設・機関	1 3 0	【その他の福祉関係施設・事業】	
				上記に該当しない社会福祉施設・事業	

入学願書兼学籍登録原票記入例

現在の氏名と、証明書等の氏名が異なる場合は、() 内旧姓に必ず記入してください。
※略字ではなく、戸籍(公的証明書類等)に記載されている文字で記入してください。

書類不備等の際の、本養成所からの連絡に使用します。日中に連絡のつく番号を記入してください。

提出日現在の勤務先を記入してください。名称は略さず記入してください。

具体的な職種を記入してください。

直近から遡り、現在の勤務先を含む3つまで記入し、終わりを「現在に至る」と記入してください。

出願する入学資格に必ず✓印をつけ、提出書類を確認してください。資格によって提出書類が異なります。

希望するスクーリング会場及び日程に必ず✓印をつけてください。

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所

第〇〇期生 入学願書兼学籍登録原票

※本特例のみ記入してください。

学籍番号		願書作成日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
募集区分 ☐ 推薦 ☐ 1期 ☒ 2期 ☐ 3期 ☐ 4期		都道府県コード (2桁)		
フリガナ ツウシン イチロウ		生年月日		
氏名 通信 一郎 (旧姓名)		昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (満 〇〇 歳) 平成 (西暦 〇〇〇〇 年)		
現住所 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門…… 書類等送付先 ※現住所と異なる場合のみ記載 TEL 03 (3438) ×××× FAX 03 (3438) △△△△ 携帯 090-××××-△△△△ Email ××@△△				
勤務先 設置主体 (法人名) 社会福祉法人港会 勤務先種類コード (3桁) 6 4 2 職種 港関 日本知的障害者福祉協会の会員施設・事業所です□ 所在地 港区 サービス管理責任者 〒105 - 0013 東京都港区浜松町…… TEL 03 (3438) ××△△				
職歴 就業期間 〇〇年 〇月 〇日 現在に至る 勤務先 港関 職種 サービス管理責任者 〇〇年 〇月 〇日 ~ ××年 ×月 ×日 浜松町事業所 生活支援員 年 月 日 ~ 年 月 日				
最終学歴 〇〇福祉 ☒ 大学・大学院 ☐ 短期大学 (年制) ☐ 専門学校 (年制) ☐ 高等学校 ☒ 大学 学部 〇〇 学科 〇〇 入学 昭和・平・令 〇〇年 〇月 〇日 卒業 〇〇年 〇月 〇日 見込 ☐ 卒業 ☐ 見込				
所有資格 ☐ 精神保健福祉士 年 月 取得 (登録) ☐ 社会福祉主事任用資格 年 月 取得 (登録) ☒ 介護福祉士 〇〇年 〇月 取得 (登録) ☐ 介護職員(初任者・実務者)研修 年 月 修了 (登録) ☐ 介護支援専門員 年 月 取得 (登録) ☐ 保育士 年 月 取得 (登録) ☐ 看護師 (正・准) 年 月 取得 (登録) ☐ その他1 () 年 月 取得 (登録) ☐ その他2 () 年 月 取得 (登録) ☐ その他3 () 年 月 取得 (登録)				
日本知的障害者福祉協会認定資格 ☐ 知的障害福祉士 年 月 取得 ☐ 知的障害援助専門員 年 月 取得 (見込) ※ 〇〇〇〇年3月取得見込含む 資格認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※ 〇〇〇〇年3月取得見込含む 資格認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
入学資格 (該当にチェック) 提出書類 (必ず同封) ☐ (1) -1 大学等卒業 (見込) 実務経験なし【実習必要者】 卒業 (見込) 証明書・社会経験申告書 ☐ (1) -2 大学等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満 卒業証明書・実務経験申告書・実務経験 (見込) 証明書 ☐ (2) 3年制短大等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満 卒業証明書・実務経験申告書・実務経験 (見込) 証明書 ☐ (3) 2年制短大等卒業 + 相談援助実務2年以上4年未満 卒業証明書・実務経験申告書・実務経験 (見込) 証明書 ☒ (4) 相談援助実務4年以上 実務経験申告書・実務経験 (見込) 証明書				
スクーリング希望会場・日程 ☒ 1.東京会場A日程 (令和7年7月25・26・27日) ☐ 2.大阪会場 (令和7年8月15・16・17日) ☐ 3.東京会場B日程 (令和7年8月22・23・24日) ※ただし、ご希望にそえない場合があります				
養成所使用欄 推 卒 申 証 科 免 訓 給 実習: 免・免見・要 合 計 入 額 資 封 受 論 科 免 訓 給				

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所

※裏面にも記入欄があります。受験証 (コピー可) を貼付してください。
※該当するすべての欄を記入すること。

該当する募集区分に✓印をつけてください。

31頁の都道府県コードを参照し記入してください。

正面上半身脱帽、及び無背景のものを、必ず縦3.0cm横2.5cmにし、裏面に氏名を記入して貼付してください。
※コピー用紙等には印刷したものは劣化しやすいため不可。

書類送付先は現住所と異なる場合のみご記入ください。また、読みやすい文字で正確に記入し、数字等が判別できるようにしてください。

31頁の勤務先種類コードを参照し、記入してください。無職、学生の場合もコードがありますので必ず記入してください。

福祉、医療、学校、法律関係の取得している資格に✓印をつけてください。本会が認定する資格を取得している場合には入学選考料が免除になります。資格認定番号と取得年月を記入してください。

この欄は記入しないでください。

裏面記入例

志望動機を200字程度で記入してください。

「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」を利用する方は、内容をよくご確認のうえ、1.の□に✓印をつけてください。

入学選考料を払込んだことを証明する用紙（郵便振替払込請求書兼受領書またはご利用明細のコピー）を貼付してください。欄より大きい場合は縮小コピーをとるか、折りたたんで貼付してください。推薦入学制度利用者、本会資格取得者の場合は必要ありません。

●入学の志望動機（200文字程度）※必ず全員がご記入ください。

●科目履修免除(実習一部免除を含む)の希望について
大学等で履修した科目が、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に基づき、本講座の科目と認められた場合は認定要件を満たした場合に限り履修を免除することが可能です。なお、科目免除による授業料の割引等はありません。

☐ 1. 科目履修免除(実習一部免除を含む)を希望します ☐ 2. 希望しません

●厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」※の利用希望について
教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し卒業した場合、本養成所に支払った授業料の50%が公共職業安定所（ハローワーク）から支給される制度です。
本制度の利用を希望される方は、入学の2週間前までにご自身で所管のハローワークにて手続きをする必要があります。
利用希望の有無をチェックし、ハローワークで手続きを開始してください。

☐ 1. 教育訓練給付制度の利用を希望します ☐ 2. 希望しません

●配慮事項等がある方は、内容を記載してください。例）スクーリング会場内の移動等、その他学習上の困難

●□勤務先より、学習に対する金銭面に関する補助等を受ける予定
●□勤務先に受講していることを知らせてください

※管轄ハローワークより「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」の交付を受け、「受給資格者証」の写しと公的身分証明書の写しを提出していただきます。
※本制度の適用を受けるには、入学の2週間前までにご自身の管轄のハローワークで必要な手続きを行う必要があるため、**原則として3期募集までの応募者が対象**となります。（4期募集応募者は手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください）

【アンケート】

①本校を知ったきっかけ（該当項目すべてにチェックをお願いします）

☐ 1. 友人・知人の紹介 ☐ 2. 職場 ☐ 3. DM・チラシ ☐ 4. ポスター ☐ 5. ホームページ
☐ 6. 月刊誌さぼーと ☐ 7. 愛蔵ニュース ☐ 8. 福祉新聞
☐ 9. 本会研修会（研修会名： ☐ 10. その他（ ）

②本講座を選んだ理由（該当項目すべてにチェックをお願いします）

☐ 1. 信頼できる団体が運営している ☐ 2. 資格制定期からの実績がある ☐ 3. 費用が安い ☐ 4. 実習先が豊富
☐ 5. 修業年限がちょうど良い（5月開講、翌年10月末修業） ☐ 6. スクーリングの時期が良い（夏の土日を含む3日間）
☐ 7. スクーリングの回数が良い（1年次1回、2年次1回の計2回） ☐ 8. スクーリング会場が便利
☐ 9. 推薦入学制度がある ☐ 10. 入学選考料免除制度がある ☐ 11. 講師が良い ☐ 12. 先輩・友人・知人に勧められた
☐ 13. 職場から勧められた ☐ 14. ホームページを見て ☐ 15. ポスター・チラシを見て ☐ 16. 募集期間が長い
☐ 17. 募集要項のわかりやすさ ☐ 18. 本会の他の通信教育を受けたから ☐ 19. 修学資金貸付対象講座だから
☐ 20. 教育訓練給付金対象講座だから ☐ 21. その他（ ）

郵便振替払込請求書兼受領証貼付欄

入学選考料（1期、2期出願者は、3,300円、3期、4期出願者は、5,500円）の「郵便振替払込請求書兼受領証」を貼付してください。（コピー可）
サイズが大きい場合には縮小コピーをとるか、折り込んでください。

※推薦入学制度利用者は免除
※日本知的障害者福祉協会認定資格取得（見込）者は免除

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所

科目履修免除（実習一部免除を含む）希望する方は、1.の□に✓印をつけてください。必ず免除になるわけではありません。

今後の参考のため、アンケートにご協力ください。

同法人や同施設における人事異動等で異なる施設種類や職種に従事した場合には、2行目（証明書 No.2）以降に記入してください。

実務経験申告書記入例

受付No

実務経験申告書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申告者
住所 東京都港区虎ノ門……
氏名 通信一郎

私(申告者)の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、
代表者の証明書を添えて、申告いたします。

従事していた（している） 施設・事業所・機関等の 名称 施設種類		職 種	期 間	証明書No.
▶港 園	生活介護を 行う施設	生活支援員	平成 23年 4月 1日～平成 28年 12月 8日 (5 年 7 月)	1
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	2
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	3
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	4
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	5
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	6

(注) 1. 実務経験証明書の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。
2. 実務経験として認められる職種について記入すること。

申告書を作成した日を記入してください。

申告者（申込者）が記名押印してください。

左記の実務経験を証明する実務経験証明書に番号を記入してください。

申告書作成日に必要な従事期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください。
申告書作成日に必要な従事期間を満たしている場合は、算定終了日は作成日を記入してください。

申告者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。
(法人名ではありません。)

実務経験区分の概略（24～30ページ）と指定施設における実務の範囲等について（47～57ページ）を参照して該当する施設種類名を記入してください。

実務経験区分の概略（24～30ページ）と指定施設における業務の範囲等について（47～57ページ）を参照して該当する職種名を記入してください。

同法人や同施設における人事異動等で異なる施設種類や職種に従事した場合には、それぞれの証明書を作成してください。

実務経験（見込）証明書記入例

出願者ご自身による証明は認められません。

施設・事業所・機関職員用

受付No.

実務経験（見込）証明書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所 様

証明書No. 1
令和〇〇年〇〇月〇〇日

実務経験申告書の申告内容に該当する番号を記入してください。

証明書を作成した日を記入してください。

証明印は、証明権限を有する代表者の職印（公印）を使用してください。

実際に当該証明書を作成した者が記名押印してください。

証明書を作成した時点において、該当する方のいずれかに✓点でチェックをつけてください。

申込者の氏名・生年月日を記入してください。

申込者の所属する施設・機関名を記入してください。（法人名ではありません。）

実務経験区分の概略（24～30ページ）と指定施設における業務の範囲等について（47～57ページ）を参照して左記の施設（事業）種類及び職種が該当する場合はその職種名を記入してください。

実務経験の対象となる施設（事業）及び職種に就いた日を算定開始日として記入してください。

証明書を発行する施設・機関の所在地及び名称・代表者氏名・電話番号を記入してください。（法人名を必ず記入してください。）

実務経験区分の概略（24～30ページ）と指定施設における業務の範囲等について（47～57ページ）を参照して、これに該当する施設（事業）種類名をそのまま記入してください。（施設・機関の固有名称は記入しないでください。）

実務経験区分の概略（24～30ページ）と指定施設における業務の範囲等について（47～57ページ）を参照して、申込者が発令されている職種がこれに該当する場合はその職種名を記入してください。

実務経験の対象となる施設（事業）及び職種に就いた日を算定開始日として記入してください。

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者によって作成してもらう時は、この証明用紙と「入会案内」24～30頁、35頁を見せつけて証明してもらってください。

施設・事業所・機関の所在地及び名称	〒105-0013		
代表者氏名（役職・氏名）	東京都港区浜松町2-7-19 社会福祉法人港会 港園 施設長 福祉太郎		
電話番号	03-3438-0984		
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
	事務長	港 次郎	

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、社会福祉士養成所の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に

☒ 従事した
☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

フリガナ	ツウ シン イチ ロウ	生 年 月 日
氏 名	通 信 一 郎	☒ 昭和 46 年 11 月 11 日生 ☐ 平成
施設・事業所・機関の名称	港園	
施設（事業）の種類	生活介護を行う施設	該当通知番号
職（資格該当職名）	生活支援員	1- (28)
従 業 期 間	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 2 3 年 0 4 月 0 1 日から	
	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 2 8 年 1 2 月 0 8 日まで	

証明書記入時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日まで記入してください。（1日でも不足する場合は、認められません。）

（注）1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印（証明印）で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受調または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士分譲福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、厳格・出席科目が全て無効となる場合があります（4年制大学卒等を除く）。

算定終了日は作成日を記入してください。（証明書作成日に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください。）

VI

修学資金等について

1 修学資金等について

本講座は以下の制度の対象となっています。ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

①資格取得祝金

日本知的障害者福祉協会会員互助会（さぽーと倶楽部）に加入している会員（加入期間6か月以上）で平成17年4月1日以降に社会福祉士として登録した方を対象に資格取得祝金（10,000円）をお支払いします。

※会員互助会とは…本協会会員・準会員施設・事業所に勤務している方及び賛助会員の方を対象とした福利厚生事業です。

②介護福祉士等修学資金貸付制度

社会福祉士等の養成施設に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、社会福祉士等の養成確保に資することを目的とする貸付制度です。都道府県ごとに修学資金の貸付事業を実施していますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

※一定の要件や募集枠があり、希望者全員が制度を利用できるとは限りません。③との併給はできない場合があります。併給を希望される方は各都道府県にお問い合わせください。

- ・全国社会福祉協議会の都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページから、各都道府県の実施内容を確認することができます。

(<http://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>)

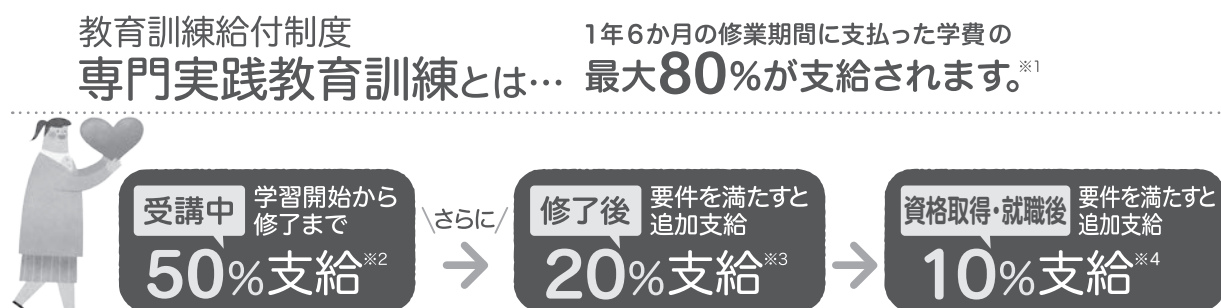
【確認するポイント】

- (1) 申込期間：入学前、入学後など、申請のスケジュール
本養成所は5月開講のため、応募期間や手続きの時期によって、この制度の利用に間に合わない可能性があります。
- (2) 住所地と養成校の所在地：原則として、住所地（住民票のある）の都道府県で貸付されます。ただし、住所地と養成校の所在地が異なる場合、貸付の対象とならないことがあります。
- (3) 貸付要件：都道府県により学業成績・所得状況・連帯保証人等の要件が異なります。必ず、各自で確認してください。

③教育訓練給付制度

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす対象者が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し卒業した場合、支払った教育訓練経費の一定割合額が公共職業安定所から支給される制度です。本講座は専門実践教育訓練の対象講座（変更申請中）です。

②との併給はできない場合があります。



- ※1 一定の要件を満たす対象者[★]に対し、本人が支払った教育訓練経費の最大80%が公共職業安定所（ハローワーク）より支給されます。
 - ※2 受講中の50%支給については、学習開始から6か月ごとに当養成所が定める受講認定基準を満たす必要があります。
 - ※3 卒業後の20%追加支給については、社会福祉士国家資格を取得し、かつ卒業した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合（すでに雇用されている場合を含む）に支給されます。
 - ※4 ※3に加えて、修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、さらに10%が追加で支給されます。
 - ※5 教育訓練給付制度〔専門実践教育訓練〕は、事前にご自身でハローワークに手続きをしていただく必要があります。そのため、〔4期募集〕応募者は手続きに間に合わない場合があります。詳細は所管のハローワークにお問い合わせください。
- ★①雇用保険の被保険者（在職者）：受講開始日に支給要件期間が3年以上ある方 ②被保険者でない方（離職者）：離職日以降受講開始日までが1年以内であり支給要件期間が3年以上ある方（①②とも初めて本給付を受ける場合は支給要件期間2年以上あれば可能）

ハローワークでの支給申請手続きには、下記本養成所名及び指定番号の記載が必要となります。申請書等へのご記入はお間違いのないようお気をつけください。

指定教育訓練実施者名	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
教育訓練施設名	日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所
専門実践教育訓練講座の名称	社会福祉士養成所（通信課程）
指定番号	1310149-1710011-1
講座開始日	2025年5月1日（訓練期間18か月）
講座終了日	2026年10月31日

※本講座は令和5（2023）年4月1日から令和8（2026）年3月31日まで専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる講座として指定を受けています。

※令和7（2025）年4月から、実習の要否によって講座を分割する変更申請をしています。そのため、ハローワークでの手続きは令和7年2月中旬以降にお願いします。

VII

社会福祉士国家試験について

1 社会福祉士国家試験の概要

①社会福祉・振興試験センター

社会福祉士国家試験の試験事務ならびに社会福祉士の登録事務は、法律によって指定された下記の機関が実施しています。

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOS（センポス）ビル
TEL 03-3486-7521
7559（24時間音声案内）
ホームページアドレス <http://www.sssc.or.jp/>

②試験の時期及び試験科目（第37回国家試験の場合）

試験日	試験時間	
令和7年 2月2日(日)	午前	午後
	10時00分～12時20分 〔 ○弱視等受験者（1.3倍） 10時00分～13時05分 ○点字等受験者（1.5倍） 10時00分～13時30分 〕	14時10分～15時35分 〔 ○弱視等受験者（1.3倍） 14時40分～16時35分 ○点字等受験者（1.5倍） 14時40分～16時50分 〕
弱視等受験者（1.3倍）、点字等受験者（1.5倍）の試験時間は、「障害のある方等の受験上の配慮」が認められた場合の時間です。		
試験科目	① 医学概論 ② 心理学と心理的支援 ③ 社会学と社会システム ④ 社会福祉の原理と政策 ⑤ 社会保障 ⑥ 権利擁護を支える法制度 ⑦ 地域福祉と包括的支援体制 ⑧ 障害者福祉 ⑨ 刑事司法と福祉 ⑩ ソーシャルワークの基盤と専門職 ⑪ ソーシャルワークの理論と方法 ⑫ 社会福祉調査の基礎	⑬ 高齢者福祉 ⑭ 児童・家庭福祉 ⑮ 貧困に対する支援 ⑯ 保健医療と福祉 ⑰ ソーシャルワークの基盤と専門職(専門) ⑱ ソーシャルワークの理論と方法(専門) ⑲ 福祉サービスの組織と経営
・ 出題数は129問です。 ・ 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・ 問題用紙はA4判です。		

※第37回国家試験は、新たな教育内容（新カリキュラム）に基づく試験科目となります。詳細は上記ホームページをご確認ください。

③試験地（24試験地）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

④受験手数料

19,370円（第37回国家試験の場合）

⑤受験申し込みの受付（提出期間）

9月初旬から10月上旬

⑥合格発表

3月上旬

⑦合格状況

区分	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
第1回試験	1,033	180	17.4
第2回試験	1,617	378	23.4
第3回試験	2,565	528	20.6
第4回試験	3,309	874	26.4
第5回試験	3,886	924	23.8
第6回試験	4,698	1,049	22.3
第7回試験	5,887	1,560	26.5
第8回試験	7,633	2,291	30.0
第9回試験	9,649	2,832	29.4
第10回試験	12,535	3,460	27.6
第11回試験	16,206	4,774	29.5
第12回試験	19,812	5,749	29.0
第13回試験	22,962	6,074	26.5
第14回試験	28,329	8,343	29.5
第15回試験	33,452	10,501	31.4
第16回試験	37,657	10,733	28.5
第17回試験	41,044	12,241	29.8
第18回試験	43,701	12,222	28.0

区分	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
第19回試験	45,022	12,345	27.4
第20回試験	45,324	13,865	30.6
第21回試験	46,099	13,436	29.1
第22回試験	43,631	11,989	27.5
第23回試験	43,568	12,255	28.1
第24回試験	42,882	11,282	26.3
第25回試験	42,841	8,058	18.8
第26回試験	45,578	12,540	27.5
第27回試験	45,187	12,181	27.0
第28回試験	44,764	11,735	26.2
第29回試験	45,849	11,828	25.8
第30回試験	43,937	13,288	30.2
第31回試験	41,639	12,456	29.9
第32回試験	39,629	11,612	29.3
第33回試験	35,287	10,333	29.3
第34回試験	34,563	10,742	31.1
第35回試験	36,974	16,338	44.2
第36回試験	34,539	20,050	58.1
計	1,053,288	311,046	29.5

VIII

入学選考料の返金について

原則として、一度納入した入学選考料については返金をいたしません。ただし、以下の条件(1)～(4)に該当する場合のみ、返金願（任意様式）を2025（令和7）年4月30日までに提出することで、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

- (1) 入学資格要件に該当しなかった
- (2) 実習免除として応募したが、実際には実習必要者であることにより辞退した
- (3) 入金後、願書等を提出しなかった
- (4) その他養成所が返金に相当する理由があると認めた場合

以下の場合には返金できません。

- ・入金後、上記の条件以外の理由で辞退した場合
- ・入金後、2025（令和7）年4月30日までに返金願を提出しなかった場合
- ・選考結果が明らかになった後に返金を希望した場合

●返金願様式

任意の様式に、「①申請日②入金日③募集区分④入金額⑤氏名⑥連絡先⑦返金理由⑧銀行名⑨支店名⑩口座番号⑪口座名義人」を記載のうえ、必ず書面にて本養成所宛てに提出してください。返金については時間がかかることがあります。

〔記載内容〕

〔必ず記載していただく内容〕	
①申請日	令和○年 ○月 ○日
②入金日	令和△年 △月 △日
③募集区分	1 期募集
④入金額	3,300円
⑤氏名	(フリガナ) ツウシン イチロウ 通 信 一 郎
⑥連絡先	〒000-0000 000-0000-0000
⑦返金理由	入学資格がなかった（実務経験不足）
⑧銀行名	〇〇銀行
⑨支店名	〇〇支店
⑩口座番号	000000
⑪口座名義人	ツウシン イチロウ

IX

よくあるご質問 (Q&A)

1 入学資格・入学願書兼学籍登録原票等について

Q1 相談援助の実務経験年数はいつの段階で満たせば出願できますか？

入学の前日（4月30日）までに、必要な実務経験年数を満たす見込みであれば出願できます。入学時にあらためて年数を満たしたことを証明する実務経験申告書と実務経験証明書を提出していただきます。なお、年数を満たす前に退職した場合には、入学資格がなくなるため、入学は取り消されます。

ただし、4年制大学卒以上の場合に限り、修学中に約1か月間のソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導を受けることを前提に、入学は可能です。

Q2 4年制大学卒業（または2年制・3年制短期大学・専門学校等卒業）で実務経験が4年以上あります。出願資格はどうなりますか？

実務経験が4年以上あれば、入学資格は15頁(4)4年以上の実務経験のある方に該当します。この場合、大学（短大・専門学校）の卒業証明書の添付は不要です。実務経験申告書と実務経験証明書のみを提出してください。

Q3 すでに介護福祉士資格を取得しているのですが、出願に影響はありますか？

介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。介護福祉士資格を実務経験ルートで取得された方は、学歴に応じてさらに（介護福祉士国家試験出願時に申告した実務経験年数とは別に）1～4年の実務経験が必要です。

Q4 現在、大学4年生ですが、出願できますか？

卒業見込み証明書を添付すれば出願できます。入学時に、あらためて卒業証明書を提出していただきます。ただし、入学前に大学を卒業できなかった場合には、入学できません。

Q5 海外の大学を卒業しています。出願できますか？

日本の学校教育法上の大学の卒業が入学資格要件であり、海外の大学卒業のみでは出願できません。ただし、海外の大学卒業後に、日本の大学院を修了した場合には出願できます。

Q6 実務経験は、入学案内に掲載されているもの以外（たとえばホームヘルパー等の介護職や保育所の保育士等）でも可能ですか？

厚生労働省の通知により、入学案内24頁以降に掲載した施設種類と職種以外は認められません。他の職種の方で、実際には相談などを行っていた場合であっても、掲載されている施設種類・職種で勤務していなければ認められません。

Q7 実務経験証明書の職種名は、職場で使用している名称で記載してよいですか？

入学案内24頁以降に掲載されている職種名を正確に記載して証明を受けてください。入学案内に記載された職種名以外で証明を受けても、入学資格の証明にはなりません。

なお、職場で使用している名称と入学案内に記載された職種名の併記は可能です。

Q8

過去に勤務していた事業所が廃止になり、現在は存在しません。実務経験証明書を
取り寄せることができないのですが？

過去の勤務先が廃止になった等により、実務経験証明書をとり寄せることができない
場合、法令に規定されている実務経験年数を客観的かつ公に証明できないため、原則と
して、該当する部分の実務経験は認めることができません。但し、当該事業所を運営し
ていた法人が現在も存在しており、事業所の統廃合等を客観的に証明できる場合には、
認めることができます。

Q9

実務経験に該当する施設種類・職種ですが、職場の常勤よりも短い勤務形態で働いて
います。実務経験として認められますか？

「労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上」であれば、実務経験として
算定できます。実務経験証明書の作成にあたっては、施設種類・職種と併せて、ご自身
の勤務時間が実務経験として該当するかを、ご勤務先等に必ず確認してください。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業
務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉
に関する相談援助の業務である方が対象となります。

例：常勤の勤務が1日8時間、週40時間の場合、1日6時間、週30時間以上が基準と
なります。

Q10

実務経験申告書、実務経験証明書に記載する期間（従業期間）について、休職等で勤
務をしていなかった期間が含まれる場合はどうなりますか？

勤務をしていなかった期間を除いて算出し、必要な実務経験年数を満たす必要があり
ます。実務経験申告書の記入にあたっては2行に分けて記入し、実務経験証明書につい
ては2枚に分けての作成を依頼してください。

Q11

実務経験証明書を作成するにあたり、自分が施設・事業所・機関の代表者である場合
は、代表者氏名欄に自分の名前が書かれた証明書を提出してよいですか？

自己証明による実務経験証明書は認められません。他の証明権限を有する方に証明し
てもらってください。もしくは、過去に勤務していた別の実務経験に該当する施設・事
業所・機関に実務経験証明書の作成を依頼してください。なお、現在の勤務先以外で証
明することが不可能かつ、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者
であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本を添付
することで、認めることができる場合があります。該当する場合は、出願前に本養成所
までお問い合わせください。

2 入学選考について

Q12

入学選考はどのように行うのですか？

書類と小論文等による審査によって選考を行います。なお、応募書類の不備や、小論
文の書き方が適切でない（用紙違い、筆記具違い、手書きでない、文字が著しく読み
にくい等）場合には、選考対象となりませんので、注意してください。

Q13 募集期（1期募集、2期募集、3期募集、4期募集）による選考の違いはありますか？

選考方法（書類及び小論文）に違いはありません。小論文課題も同様です。

第1期募集から順に合格者を決定し、定員になり次第募集を終了しますので、必ずしも第4期募集まで行うとは限りません。

※4期募集は選考結果通知から必要書類の提出、入金等の入金手続きの締め切りまでが極めて短くなる予定です。1～2期募集でのお早めの出願をおすすめいたします。

Q14 推薦入学とはなんですか？

18頁の出願資格を満たしている方で、所属施設長等の推薦を受けた方は、推薦入学制度を利用できます。推薦入学制度を利用すると、入学選考料が免除になります。入学選考方法は、一般の場合と同じです。合格したら、必ず入学し、修了することが条件となります。

3 スクーリング（ソーシャルワーク演習）について

Q15 スクーリングの会場はどのようにして決まるのですか？

出願時に希望する会場及び日程を入学願書兼学籍登録原票にチェックしていただきます。これを参考に、先着順で決定します。希望の会場（日程）で受けたい方はお早めの出願をお勧めします。

Q16 入学後にスクーリングの会場を変更することはできますか？

仕事の都合など、やむをえない事情により会場（日程）の変更を希望する場合は、スクーリング開催2か月前に所定の様式にて申し出れば、別の会場（日程）で受講することができます。ただし、各会場（日程）とも定員があり、先着順のため、必ずしも希望に添えない場合があります。

Q17 スクーリングを欠席するとどうなりますか？

スクーリングは受講者全員に必修であり、欠席すると修了できません。必ず全員、出席してください。スクーリングは2会場（東京・大阪）で、異なる日程で行いますので、万一欠席した場合には、他の会場（日程）で受講してください。

4 ソーシャルワーク実習について

Q18 実習施設はどのように決まるのですか？

実習先は、入学後にご希望の地域・日程・施設種別等をうかがい、受け入れ施設と調整を図って決めていきます。一覧表に掲載されている施設でも人事異動等、施設側の諸事情により、実習受け入れに変更が生じる場合があります、必ずしもご希望に添えるとは限りません。また、入学前に実習先を決めることもできません。

また、実習先との調整は本養成所が行いますので、入学前には施設に連絡しないでください。

Q19 実習の時期はいつ頃決まるのですか？

実習受け入れ施設の状況と、実習者の希望を調整して決定します。180時間以上を行う1つの実習先は、6～7月頃に決定します。2つ目からの実習先は、(先に)実習する施設で行うことのできる内容をふまえて調整して決定します。

Q20 近所に実習したい施設があるのですが…？

実習施設の要件は法令で規定されています。本養成所と契約を結び、本養成所が東京都に届け出ている施設以外では実習をすることができません。実習先の自己開拓等も認めていません。

また、本養成所と契約している施設であっても、ご自身の勤務先や、本人、ご家族等が利用している、あるいは過去に利用していた施設等で実習することはできません。

Q21 土日祝日や夜間のみ、半日単位の実習はできますか？

土日祝日や夜間のみ、半日単位等の実習はできません。

実習は、2か所以上の実習先で240時間行うことになっていて、うち1つの実習先では180時間以上を行うことが必要です。一日の実習時間は実習先の常勤職員の勤務時間に準じます。1日8時間の実習ですと30日間が必要になります(9頁参照)。

また、180時間以上の実習は、次のいずれかで行います。

A：180時間以上(23日間)を連続して行う。

B：180時間以上(23日間)を3ヶ月程度の中で90時間(12日間)程度の2回に分け、それぞれ連続して行う。

更に、60時間程度のもうひとつの実習先では、原則的に集中型(連続)で行います。

このように実習には、まとまった長期間のお休みが必要になりますので、予め、職場やご家族のご理解を得た上で出願してください。

なお、実習が必要な方は、出願前に「実習個別相談(オンラインまたは対面)」を行いますので、必ず参加してください(11頁参照)。

Q22 連休や祝祭日も実習はあるのですか？希望すれば連休や祝祭日にも実習することはできるのですか？

原則として年末年始や連休は実習期間からはずされています。入所型の施設などでは祝祭日の実習を受け入れている場合もあります。また施設の行事などに参加してもらうために、特定の祝祭日を実習日としている場合もあります。その際は、代休をとることになります。

Q23 相談機関だけで実習をしたいのですが？

実習先は当協会の会員施設が中心なので、施設現場を大切にしたい実習プログラムとなります。実習先の施設で相談業務を行っている場合には可能な限り相談業務に関わることができるようプログラムを依頼していますが、施設現場を体験することも実習の重要な要素です。したがって、相談機関だけでの実習とはなりません。

Q24

実習必要者ですが、勤務先には内緒にしたいと考えています。相談せずに受講したいのですが？

実習が必要な方は必ず事前に勤務先に相談してください。勤務中の方は、具体的かつ融通の利く調整計画がないと、実習の遂行に支障を来す上、実習先にも勤務先にも迷惑が掛かります。今までの受講生の中にも、入学後に、上司の理解を得られずに実習ができなくなったり、日程確保の予定がたたないまま入学し、調整に苦労した方がいました。夏季休暇などを見込んで計画し、勤務先に相談しないでも大丈夫だろうと思う方もいるかもしれませんが、限られた特定の日程に絞っての計画は、感染症の拡大やご自身の体調で実習日程が再調整になる場合に対応できなくなります。必ず、事前に勤務先に相談し具体的な調整計画を確認してから出願してください。（一般的に夏季休暇期間となる7・8月は実習期間外です。）

Q25

実務経験が認められる職種で勤務していますが、実務経験の期間が足りていません。4年制大学を卒業しているので養成所に入学し、実習を履修すれば国家試験の受験資格が取れるのでしょうか？

大学等（23頁参照）を卒業した方で、入学前に指定施設の認められる職種で1年以上の実務経験がある方は、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除になります。既に、指定施設の認められる職種で勤務中であれば、これからの数か月で実務経験が認められ実習免除要件に該当することになります。実習の時間的な負担と費用（実習費）の負担を考えて出願をご検討ください。

Q26

実務経験がない人でも「ソーシャルワーク実習」を一部免除できる場合があると聞いたのですが？

精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習（2021（令和3）年以降）」、介護福祉士養成課程における「介護実習（2019（令和元）年以降）」を履修している方は、実習のうち60時間を上限として免除することができます。入学願書兼学籍登録原票（裏面）の該当欄に必ずチェックを記入してください。

※ソーシャルワーク実習については、ガイダンス動画（目次の次頁を参照）でも説明しています。
必ずご確認ください。

5 国家試験について

Q27

国家試験はいつ受験できますか？

順当に修了すれば、翌々年の2027（令和9）年2月（予定）の国家試験を受験できます。

Q28

受験対策にはどのようなものがありますか？

スクーリング時に、国家試験の概要についての説明（国家試験ガイダンス）を行います。

試験情報や過去問解説を中心に当養成所が配信しているメールマガジン「養成所ニュースプラス」（概ね週1回配信）にご登録いただけます。

また、任意参加の受験対策講座を開講しているほか、各科目の国家試験キーワードチェック、頻出項目チェック・テスト等を実施しています。

このほかに、模擬試験のご案内や参考図書のご紹介等を行っています。

Q29**近く社会福祉士国家試験の内容が変更になると聞いたのですが？**

2025（令和7）年2月実施見込の国家試験から、新たな教育内容に基づく試験内容になります。当養成所は国からの通知に基づき、2023（令和5）年の入学者（第35期生）から新たなカリキュラムを適用しています。

6 その他**Q30****知的障害者への支援は初めてなので、まずは知的障害について学びたいと思っています。**

学歴や実務経験が条件を満たしていれば、知的障害者への支援が初めてであっても本講座を受講できます。初めて知的障害者の支援をされる方におすすめしている通信講座もあります。詳細についてはお問い合わせください。

<知的障害を理解するための基礎講座>

知的障害についての正しい理解や支援員としての心構えなど基礎的な知識を学ぶための通信講座です。新人職員やパート職員、ご家族、ボランティアの方など知的障害福祉に関わる方や知的障害や自閉症等の福祉に関心がある方に最適な講座です。

Q31**知的障害者施設で働いているため、知的障害者への支援についても専門的に学びたいと思っています。この講座で知的障害者への支援のスキルアップもできますか？**

社会福祉士の資格を取得するための勉強＝ソーシャルワークに関する勉強は、日常の支援のスキルアップにつながります。国家資格ではありませんが、知的障害者への支援に特化してより深く学びたいのであれば、当協会独自の講座があります。

<知的障害援助専門員養成通信教育>

知的障害児・者の支援にあたる専門職員の養成を目的として、知的障害に特化した学習を行います。9科目のオリジナルテキストによる自宅学習（レポート作成）とスクーリングや試験により、1年間の学習で確実なスキルアップを図ります。但し、受講するには、知的障害関係施設での1～2年（学歴に応じて）の実務経験が必要です。

Q32**レポートが大変そうなのですが…？**

本養成所では全体を3か月ごとに5学期に分割（最終の3か月は修了認定期間）し、各学期とも5本～6本、1年6か月で合計29本のレポートを提出していただきます。1か月に2本を目安にレポートを書くようにすると良いでしょう。

最初は、レポートを書くことに慣れていないので苦痛に感じるかもしれませんが、カリキュラムにしたがってテキストで勉強したことをレポートにまとめていくうちに、だんだん慣れて書けるようになります。

まとまったレポートを書くことに慣れていない方や不安な方は、まずはQ30で紹介した「知的障害を理解するための基礎講座」やQ31の「知的障害援助専門員養成通信教育」から始めてみるのも良いでしょう。

Q33**通信教育は孤独で耐えられそうにないのですが…？**

本養成所が、みなさんの受講終了まで、心をこめてサポートします。また、基本的に個人で受講しますが、スクーリングや実習指導（実習必要者）で知り合った全国の仲間との交流が心の支えになったという話はよく聞きます。

社会福祉士国家試験合格まで、一緒にがんばりましょう。



参考資料

社会福祉士国家試験関係法令

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条 及び第7条 に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

附則（平成19年12月5日）

第3条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。（平成24年12月4日で期間終了）
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
- 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】

（受験手数料）

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、19,370円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、19,370円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】

（令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては16,230円とし、前項に規定する場合にあっては16,840円とする。

○ **「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）**

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 削除
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十三の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)^ア第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条において定めているところですが、**各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等**及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については、それぞれ別添1及び別添2に示すとおりとなりますので、参考までに通知します。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)^イ第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)「児童相談所運営指針の全部改正について」(令和6年3月30日付けこ支庫第164号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第27条第1項に規定する母子支援員(児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。)^ロ及び少年を指導する職員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」(令和3年3月8日子発0308第4号)別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に基づく自立支援担当職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員、「里親支援専門相談員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第233号)に規定する里親支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に基づく自立支援担当職員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)^ハにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同条第9項において準用される場合を含む。)、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項並びに第63条第1項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に基づく自立支援担当職員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に基づく自立支援担当職員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に基づく養親等相談支援員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)^ニにあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)^ホ第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理担当職員に限る。)^ヘ及び訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る。)^ヘ並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第54条の6第1項第1号、第3項、第66条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第71条の3第1項第1号及び第3項に規定する障害福祉サービス経験者
- (11) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員
- (12) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の6(第33条の4において読み替えて準用する場合を含む。)^ニに規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
 - ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

- ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
- エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (14) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (15) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定士
- (16) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
- (18) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性相談支援センターにあつては、「女性支援事業の実施について」(令和6年3月18日付け社援発0318第60号)別添2(女性相談支援センター設置要綱)第2に規定する相談支援員又は心理支援員並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員
- (19) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性自立支援施設にあつては、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (20) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)に規定する生活相談員、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (22) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号)母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業(同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業(認知症初期集中支援推進事業を除く。)を除く。)に係る業務を行う職員
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)、並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員

- (27) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項並びに第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項に規定する生活支援員、同令第64条第1項第2号、第65条第1項第2号及び第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員（相談援助を行う場合に限り）及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (29) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (30) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行う施設
 - ・相談援助業務を行う職員
- (13) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設
 - ・児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
- (14) 児童福祉法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
 - ・児童指導員及び保育士
- (15) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (16) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 - ・相談援助業務を行っている指導員
- (17) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
 - ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
- (18) 更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 - ・保護観察官、社会復帰調整官
- (19) 更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
 - ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (20) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員
- (21) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日付け児発第514号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員
- (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (24) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年7月22日付け雇児発第0722003号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (25) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (26) 「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (27) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙（母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱）に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定員
- (28) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成26年3月31日雇児発0331第5号）別紙（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱）に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
 - ・就業支援専門員
- (29) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
 - ・児童指導員及び保育士
- (30) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (31) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (32) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
 - ・児童指導員及び保育士
- (34) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
 - ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (35) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173

- 号) 第3条に規定する相談支援専門員
- (36) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (37) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-111-1(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号)による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号)別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (40) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (41) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「障害者等の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (42) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。))第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。))第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。))若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)
- ・生活相談員
- (43) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。))若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。))又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。))若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。))を行う施設
- ・支援相談員
- (44) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。))を行う施設
- ・オペレーター
- (45) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。))を行う施設
- ・オペレーションセンター従業者
- (46) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。))又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。))に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。))を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)
- ・生活相談員
- (47) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。))若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。))若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。))又は指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。))を行う施設
- ・介護支援専門員
- (48) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。))を行う施設
- ・生活相談員及び介護支援専門員
- (49) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

- ・介護支援専門員
- (50) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所
 - ・担当職員
- (51) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス
 - ・生活援助員
- (52) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等
 - ・相談援助業務を行っている生活援助員
- (53) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (54) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
- (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (59) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
 - ・生活相談指導員
- (60) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」(平成27年4月9日付け雇発0409第10号・社援発第0409第2号)別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)、「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号)による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号)の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1(地域支え合い体制づくり事業)に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (62) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」(平成22年1月28日付け社援発0128第1号)別添1(自立相談支援モデル事業運営要領)に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4(家計相談支援モデル事業運営要領)に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (63) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む)
- (64) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(令和5年5月22日社援発0522第1号)別添7(地域居住支援事業実施要領)に基づき地域居住支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (65) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (66) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条に規定する発達障害者支援センター
 - ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号)別紙(発達障害者支援センター運営事業実施要領)に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (67) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター
 - ・障害者職業カウンセラー
- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター
 - ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (69) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等

- に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター
- ・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (71) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (72) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター
- ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員
- (73) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所
- ・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (74) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について（通知）」（平成25年3月29日付け24文科生第770号）による改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関
- ・スクールソーシャルワーカー
- (75) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター
- ・難病相談支援員
- (76) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
- ・支援コーディネーター
- (77) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
- ・相談援助業務を行っている職員
- (78) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）（以下「旧母子保健法」という。）第22条に規定する母子健康包括支援センター
- ・旧母子保健法同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (79) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
- ・相談援助業務を行っている職員
- (80) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
- ・相談援助業務を行っている職員
- (82) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく基幹相談支援センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (83) 裁判所法に基づく家庭裁判所
- ・家庭裁判所調査官
- (84) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
- ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」（平成29年5月22日付け健発0522第1号）に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (85) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条に規定する医療的ケア児支援センター
- ・医療的ケア児等コーディネーター
- (86) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
- ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (87) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
- ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (88) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成十三年法律第三十一号）第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
- ・同法第4条の女性相談支援員
- (89) 「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日付け社援発0329第82号）別紙（若年被害女性等支援事業実施要領）に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所
- ・相談援助業務又は自立支援を行っている職員
- (90) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
- ・「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第33号）別紙（養育支援訪問事業実施要綱）に基づく訪問支援者
- (91) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（児童遊園を除く。）
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する職員のうち相談援助業務を行っている者
- (92) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
- ・相談援助業務を行っている職員
- (93) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所

- ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
- (94) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
 - ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支第187号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員
- (95) 児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
 - ・「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第107号）別添（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）に規定する訪問支援員
- (96) 児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (97) 児童福祉法第10条2第2項に規定することも家庭センター
 - ・児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
 - ・母子保健法第22条第1項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
 - ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員
- (98) 児童福祉法第10条の3第1項に規定する地域子育て相談機関
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (99) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（98）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）に従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2（99）の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

（1）認定基準

- ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）
 - 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
- イ 上記1及び2の(1)から（98）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

（2）認定の手続

- ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（99）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（抄）

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

（1）局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。

- ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
- ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（昭和62年厚生省告示第203号）（抄） 〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。）第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。）第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
 - 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
 - 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所

- 7 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 8 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 9 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- 10 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 12 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
- 13 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
- 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 15 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者サービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者サービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- 18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について （平成20年11月11日社発援第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知）

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。）に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
7. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第5号）に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社底第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添1の2において掲げる施設（上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。）
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - （1）社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - （2）独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - （3）利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - （4）他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - （5）事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人

小論文課題

最近の社会福祉の動向のなかで、あなたが関心をもっている問題を取りあげ、それに対する社会福祉士の役割について、あなたの考えを述べなさい。

- * 小論文用紙〔表題〕の下線部には、あなたが最近の社会福祉の動向のなかでとりあげた「問題」を簡潔に記入し、表題にそって論ずること。
- * 「最近の社会福祉の動向のなかで関心をもっている問題」と「それに対する社会福祉士の役割」の両方に触れること。
- * 現状や制度の説明だけでなく、あなた自身の意見や考えを述べること。
- * 「志望動機」や「今後の抱負」ではなく、選択したテーマにおける社会福祉士の役割について述べること。
- * 「社会福祉士及び介護福祉士法」の条文を、書き写さないこと。

[注意事項] 下記のルールを逸脱している場合は、入学選考以前の段階で、事務局の判断により不備書類として返送します。なお、生成系AIの回答をそのまま使用することは認めません。

- ※ 所定の論文用紙を使用すること。
- ※ 横書きで700字～800字以内とすること。
- ※ ボールペンか万年筆を使用し、本人の自筆による楷書で書くこと。（鉛筆や「消せるボールペン等」は使用しないこと。）

[文章作法] 以下の文章作法に基づいて作成してください。

- ① 丁寧で読みやすい文字で記すこと
- ② 小論文形式で作成すること（レジュメ形式や箇条書きは不可）
- ③ 体言止め、略字は使用しないこと
- ④ 文体は「である（だ）」体で統一し、「です・ます」体は使用しないこと
- ⑤ 「見出し」や記号はつけないこと
- ⑥ 改行によって、段落分けをすること
- ⑦ 改行した箇所の書き出しは、一マスあけること
- ⑧ 句読点（、。） かぎっこ「 」 かっこ（ ） は、それぞれ1マス使用すること
- ⑨ 行頭に句読点や「、」を置かないこと（行頭禁則）
これらの記号は前段の最後の文字と同じマス内か、最終文字の欄外にはみ出して書くこと
- ⑩ 算用数字、アルファベットは一マスに二文字とすること（20人 ab）
- ⑪ 下書きをしてから書くこと
- ⑫ 単語等の簡易な修正については、修正テープ、修正液の使用は可
但し、文章単位の修正は当養成所ホームページより小論文様式をダウンロードし、改めて書き直すこと
- ⑬ 文献等を引用した場合や参考にした文献がある場合は、出典を明らかにし、用紙の下の「引用・参考文献欄」に記入すること
但し、インターネットについては“ウィキペディア”のような著者が明らかなでないものは使用しないこと

第 37 期生 入学願書兼学籍登録原票

受付No

※太枠内のみ記入してください。

※裏面にも記入欄があります。受領証（コピー可）を貼付してください。
※該当するすべての欄を記入すること。

学籍番号	※記入しないでください		願書作成日	令和 年 月 日			
			募集区分	☐ 推薦 ☐ 1 期 ☐ 2 期 ☐ 3 期 ☐ 4 期			
☐ ガイダンス動画を視聴しました ◀ 必ず出願前に視聴してください			都道府県コード（2桁）		:		
フリガナ			生年月日				
氏 名	(旧姓名)		昭和 年 月 日 (満 歳)	平成 (西暦 年)			
現住所	〒 - 都道府県						
	書類等送付先 ※現住所と異なる場合のみ記載						
	TEL	()		FAX	()		
	携帯			Email			
勤務先	設置主体（法人名）		勤務先名		勤務先種類コード（3桁）		
			日本知的障害者福祉協会の会員施設・事業所です ☐				
	職種		所在地				
			〒 - 都道府県		TEL ()		
職 歴	就業期間		勤務先		職種		
	年 月 日 ~						
	年 月 日 ~ 年 月 日						
	年 月 日 ~ 年 月 日						
最終学歴	☐ 大学・大学院 ☐ 短期大学（ 年制） ☐ 専門学校（ 年制） ☐ 高等学校		学部 学科	☐ 昼間 ☐ 夜間 ☐ 通信	昭・平・令 年 月 ☐ 卒業 ☐ 見込		
所有資格 福祉,医療,学 校,法律関係	☐ 精神保健福祉士 年 月 取得（登録）		☐ 社会福祉主任任用資格 年 月 取得（登録）				
	☐ 介護福祉士 年 月 取得（登録）		☐ 介護職員(初任者・実務者)研修 年 月 修了（登録）				
	☐ 介護支援専門員 年 月 取得（登録）		☐ 保育士 年 月 取得（登録）				
	☐ 看護師（正・准） 年 月 取得（登録）		☐ その他1（ ） 年 月 取得（登録）				
	☐ その他2（ ） 年 月 取得（登録）		☐ その他3（ ） 年 月 取得（登録）				
日本知的障害者福祉協会認定資格	☐ 知的障害福祉士 年 月 取得 ※2025年3月取得見込含む 資格認定番号		☐ 知的障害援助専門員 年 月 取得（見込） ※2025年3月取得見込含む 資格認定番号				

写 真 貼 付 欄
1.正面上半身脱帽及び無背景のもの
2.縦3.0cm、横2.5cm
3.裏面に氏名を記入し、全体をのり付け

入学資格・提出書類	入学資格（該当にチェック）		提出書類（必ず同封）	
	☐ (1) -1 大学等卒業（見込） 実務経験なし【実習必要者】		卒業（見込）証明書・社会経験申告書	
	☐ (1) -2 大学等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満		卒業証明書・実務経験申告書・実務経験（見込）証明書	
	☐ (2) 3年制短大等卒業 + 相談援助実務1年以上4年未満		卒業証明書・実務経験申告書・実務経験（見込）証明書	
	☐ (3) 2年制短大等卒業 + 相談援助実務2年以上4年未満		卒業証明書・実務経験申告書・実務経験（見込）証明書	
☐ (4) 相談援助実務4年以上		実務経験申告書・実務経験（見込）証明書		
スクーリング希望会場・日程		☐ 1.東京会場A日程（令和7年7月25・26・27日） ☐ 2.大阪会場（令和7年8月15・16・17日） ☐ 3.東京会場B日程（令和7年8月22・23・24日） ※ただし、ご希望にそえない場合があります		

養成所使用欄	推	卒	申	証	科免	訓給	実習：免・免見・要	合割	入割
	資	封	受	論					

※裏面にも記入欄があります。受領証（コピー可）を貼付してください。
※該当するすべての欄を記入すること。

●入学の志望動機（200 文字程度）※必ず全員がご記入ください。

●科目履修免除(実習一部免除を含む)の希望について

大学等で履修した科目が、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に基づき、本講座の科目と認められた場合は認定要件を満たした場合に限り履修を免除することが可能です。なお、科目免除による授業料の割引等はありません。

☐ 1. 科目履修免除(実習一部免除を含む)を希望します ☐ 2. 希望しません

●厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」※の利用希望について

教育訓練給付制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し卒業した場合、本養成所に支払った授業料の 50%が公共職業安定所（ハローワーク）から支給される制度です。

本制度の利用を希望される方は、入学の2週間前までにご自身で所管のハローワークにて手続きをする必要があります。利用希望の有無をチェックし、ハローワークで手続きを開始してください。

☐ 1. 教育訓練給付制度の利用を希望します ☐ 2. 希望しません

●配慮事項等がある方は、内容を記載してください。 例）スクーリング会場内の移動等、その他学習上の困難

●☐勤務先より、学習に対する金銭面に関する補助等を受ける予定

●☐勤務先に受講していることを知らせたくない

※管轄ハローワークより「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」の交付を受け、「受給資格者証」の写しと公的身分証明書の写しを提出していただきます。

※本制度の適用を受けるには、入学の2週間前までにご自身の管轄のハローワークで必要な手続きを行う必要があるため、原則として3期募集までの応募者が対象となります。（4期募集応募者は手続きが間に合わない場合があります）ご注意ください

【アンケート】

①本校を知ったきっかけ（該当項目すべてにチェックをお願いします）

- ☐ 1. 友人・知人の紹介 ☐ 2. 職場 ☐ 3. DM・チラシ ☐ 4. ポスター ☐ 5. ホームページ
☐ 6. 月刊誌さぼと ☐ 7. 愛護ニュース ☐ 8. 福祉新聞
☐ 9. 本会研修会（研修会名： ） ☐ 10. その他（ ）

②本講座を選んだ理由（該当項目すべてにチェックをお願いします）

- ☐ 1. 信頼できる団体が運営している ☐ 2. 資格制定時からの実績がある ☐ 3. 費用が安い ☐ 4. 実習先が豊富
☐ 5. 修業年限がちょうど良い（5 月開講、翌年 10 月末修業） ☐ 6. スクーリングの時期が良い（夏の土日を含む 3 日間）
☐ 7. スクーリングの回数が良い（1 年次 1 回、2 年次 1 回の計 2 回） ☐ 8. スクーリング会場が便利
☐ 9. 推薦入学制度がある ☐ 10. 入学選考料免除制度がある ☐ 11. 講師がよい ☐ 12. 先輩・友人・知人に勧められた
☐ 13. 職場から勧められた ☐ 14. ホームページを見て ☐ 15. ポスター・チラシを見て ☐ 16. 募集期間が長い
☐ 17. 募集要項のわかりやすさ ☐ 18. 本会の他の通信教育を受けたから ☐ 19. 修学資金貸付対象講座だから
☐ 20. 教育訓練給付金対象講座だから ☐ 21. その他（ ）

郵便振替払込請求書兼受領証貼付欄

入学選考料（1 期、2 期出願者は、3,300 円、3 期、4 期出願者は、5,500 円）の「郵便振替払込請求書兼受領証」を貼付してください。（コピー可）

サイズが大きい場合には縮小コピーをとるか、折り込んでください。

※推薦入学制度利用者は免除

※日本知的障害者福祉協会認定資格取得（見込）者は免除

実務経験申告書

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長様

令和 年 月 日

申告者

住所

氏名

印

私(申告者)の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、
代表者の証明書を添えて、申告いたします。

従事していた(している) 施設・事業所・機関等の		職 種	期 間	証明書No.
名 称	施 設 種 類			
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	1
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	2
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	3
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	4
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	5
			年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	6

- (注) 1. 実務経験証明書の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。
2. 実務経験として認められる職種について記入すること。

令和 年 月 日

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者に作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内』24～30頁、35頁を見せて証明してもらってください。

ことを証明します。

(注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。

2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。

3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長様

証明書No.

令和 年 月 日

施設・事業所・機関の 所在地及び名称	〒 -								
代 表 者 氏 名 (役 職 ・ 氏 名)									
電 話 番 号									
証 明 書 作 成 者	所属・役職等				氏 名				認印

所の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に

☐ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

業 務 内 容（アからエまでの業務をすべて行っていることが必要です。）

- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ				生 年 月 日				
氏 名				☐ 昭和	年 月 日生			
				☐ 平成				
医療機関の名称								
医療機関種類	☐ 病 院	☐ 診 療 所			該 当 通 知 番 号			
職 種 (資格該当職名)						1- (11)		
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和			年		月		日から
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和			年		月		日まで
	証明書記入時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日まで記入してください。（1日でも不足する場合は、認められません。）							

- (注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。

令和 年 月 日

- (注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。

社会経験申告書

(実習必要者用)

令和 年 月 日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長 様

申告者
住所

氏名

印

生年月日 年 月 日 (満 歳)

私(申告者)の職業経験、ボランティア経験、福祉体験等に関する社会経験は、次のとおりですので、申告いたします。

○職業経験(職歴) ※上から新しい年代順に記入

従事していた(している) 企業名等	担当業務内容	在職期間
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 月)

※職業経験は福祉に限らず、記入してください。アルバイト、パート等の経験も含めて、これまでの社会経験について記入してください。

※上記に書ききれない場合は裏面に記入してください。

○ボランティア経験、福祉体験等

※上記に書ききれない場合は裏面に記入してください。

推薦書

年 月 日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長 様

推薦者

(設置主体・施設・事業所・機関)

名称

代表者氏名(自筆)

証明印

下記の者は勉学に対する強い意欲を有し、学生としてふさわしい者であり、かつ、優れた学習成果が期待できる者であると認めますので、推薦いたします。

志願者氏名

所属施設・事業所・機関名

推薦書作成にあたり、志願者の所属する設置主体の代表者（法人理事長）または施設・事業所・機関の代表者（所属施設長等）の自筆の署名、押印が必要です。

[illegible]

氏名

00東京

口座記号番号

金額

千

百

十

万

千

百

十

円

001805151946

料

金

備考

加入者名

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

通信欄

〒

お

と

こ

ろ

お

な

ま

え

様

日

附

印

『社会福祉士養成所入学選考料』（1期・2期募集）

（ご連絡先電話番号

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第56283号）

これより下部には何も記入しないでください。

00東京

口座記号番号

金額

千

百

十

万

千

百

十

円

001805151946

料

金

備考

加入者名

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

通信欄

〒

お

と

こ

ろ

お

な

ま

え

様

日

附

印

『社会福祉士養成所入学選考料』（3期・4期募集）

（ご連絡先電話番号

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第56283号）

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号

加入者名

金額

おなまえ

ご依頼人

料

金

備考

001805

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

千

百

十

万

千

百

十

円

3300

様

日

附

印

円

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号

加入者名

金額

おなまえ

ご依頼人

料

金

備考

001805

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

千

百

十

万

千

百

十

円

5500

様

日

附

印

円

この受領証は、大切に保管してください。

- (ご注意)
- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
 - ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。

- (ご注意)
- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
 - ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。

本通信課程は、社会福祉士一般養成施設として厚生労働大臣の指定を受けたもので、
社会福祉士国家試験の受験資格が取得できます。

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

社会福祉士養成所

TEL **03-3438-0984**



FAX 03-3431-1803 <http://www.aigo.or.jp/yoseijo/>

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階